

LIBRA

2018年 3月号

〈特集〉

最近の東京弁護士会の変化

〈インタビュー〉

映画監督 諏訪敦彦さん

〈クローズアップ〉

2017年度 理事者の1年



LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2018年3月号

特集

02 最近の東京弁護士会の変化

- 座談会 司法アクセス窓口の拡充について
- 今年度執行部の重点的な取り組み
- 会からのお知らせ

インタビュー

26 映画監督 諏訪敦彦さん

クローズアップ

30 2017年度 理事者の1年

ニュース&トピックス

- 34 • 2017年度 外国人支援団体と弁護士との交流会
- 2018年度 東弁役員等選挙

連載等

- 37 今、憲法問題を語る
第78回 専守防衛から踏み出そうとする自衛隊 小川貴裕
- 38 常議員会報告 (2017年度 第10回)
- 42 もっと知ろうよ! オキナワ!
第14回 核兵器の危機にさらされていた沖縄の歴史 滝沢 香
- 44 近時の労働判例
第60回 広島高裁平成23年6月23日判決 (U社(性同一性障害・解雇等)事件(控訴審))
清水 徹
- 46 東弁往来: 第56回 法テラス秩父法律事務所 小熊弘之
- 48 via moderna
第72回 地方の若手弁護士に聞く~拡大版! 札幌弁護士会 編~ 井上裕貴
- 50 わたしの修習時代: 社会人10年目の特別長期休暇 51期 古川俊治
- 51 69期リレーエッセイ: 模擬裁判 半澤 斉
- 52 お薦めの一冊: 『土芥寇讎超記』 青木和久
- 53 コーヒーブレイク: ハワイ旅行 余郷 浩
- 54 追悼
- 55 はじまります! 依頼者本人の確認義務の履行状況報告
- 56 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内
- 63 インフォメーション

最近の東京弁護士会の変化

社会の変化に伴い、当会の取り組みも様々に変化しています。そこで、年度末である今月号では、当会における課題への直近の取り組みに焦点を当てました。

まず、座談会では司法アクセス窓口の拡充について語っていただき、次に、理事者より今年度執行部の重点的な取り組みをご説明いただきました。最後に、多岐にわたって当会からのお知らせ事項をご紹介します。

本特集が当会のいまとこれからについて改めて考えていただくきっかけとなれば幸いです。

(西川 達也)

CONTENTS

| | |
|--|------|
| ・座談会 司法アクセス窓口の拡充について | 2 頁 |
| ・今年度執行部の重点的な取り組み | |
| 1 事務局業務の合理化・効率化と執行力の強化及び大量懲戒請求への対応 | 13 頁 |
| 2 ダイバーシティ（副会長業務と弁護士業務の両立）とセクハラ相談窓口の多様化 | 14 頁 |
| 3 東弁総会における意思決定のあり方と公設事務所のあり方 | 15 頁 |
| 4 FATF（マネーロンダリングに関する金融活動作業部会）と市民窓口 | 16 頁 |
| 5 弁護士会館のリニューアルとシステムサーバーの導入とセキュリティ強化などのシステム問題 | 17 頁 |
| ・会からのお知らせ | |
| 1 弁護士会館の大規模改修について | 18 頁 |
| 2 当会において「贖罪寄付」を受け付けています | 19 頁 |
| 3 会員サポート窓口による不祥事を未然に防ぐ取り組みについて | 20 頁 |
| 4 性差別&セクシュアル・ハラスメント相談窓口の現状と今後 | 21 頁 |
| 5 研修における一時保育サービスの利用について | 22 頁 |
| 6 証明書自動発行機の導入 | 23 頁 |
| 7 弁護士法 23 条の 2 に基づく照会受付ボックス設置と窓口受付時間の変更について | 24 頁 |

座談会 司法アクセス窓口の拡充について

日 時：2017年12月28日(木)

場 所：弁護士会館6階来賓室

出席者：瀧上 玲子(会 長・35 期)

太田 治夫(会 員・37 期)

佐藤 昭(会 員・43 期)

司 会：榊原 一久(副会長・48 期)

* 敬称略

*本座談会において、原則、以下の略語を使用しておりますので、ご確認ください。

「相談センター」：「法律相談センター」のことをいいます。

「紹介センター」：「弁護士紹介センター」のことをいいます。

「中小センター」：「中小企業法律支援センター」のことをいいます。

1 自己紹介・座談会の趣旨

榊原：本日はお忙しいところ、お集まりいただきまして、有り難うございます。本年度の法律相談センター運営委員会担当副会長の榊原でございます。司会を務めさせていただきます。

太田：法律相談センター運営委員会委員の太田です。本日は司法アクセスがテーマということで、以前日弁連の公設事務所・法律相談センターの委員長をやった関係で呼ばれたということかと思えます。

佐藤：佐藤でございます。法律相談センター運営委員会の前委員長です。

淵上：本年度の東京弁護士会会長の淵上でございます。長年、相談センターに携わっておりまして、私が本年度行いたいと考えております司法アクセス窓口、特に弁護士に対するアクセス窓口の拡充に関して、お話をいただこうと思えます。

2 弁護士に対する 司法アクセスの障害全般

(1) 司法アクセスを確保することの意義

榊原：今、淵上会長からお話がありました通り、今年度の理事者の会務運営の方針として、司法アクセスの拡充というものを一番目に設けまして、その具体策を検討して参りました。

いわゆる司法アクセスについては、司法改革以来ずっと言われていたことですが、弁護士に対する司法アクセスが、まだ不十分である、障害があるというようなお話がございます。具体的には弁護士を求めている人が弁護士にたどり着くということについて、まだ不十分ではないか、気軽にサービスを受けられる状況になっていないのではないかと言われています。

この司法アクセスの障害ということについて、日弁連の公設事務所・法律相談センター委員長を務め

られた太田さんからお話いただこうと思えます。

太田：私が委員長をしたのは平成21年度と22年度で、既に7、8年前になってしまっていますが、最初に司法アクセスが確保されることがなぜ必要なのかといった基本的な話からしたいと思えます。

まず、基本的人権の擁護、社会正義の実現ということは、我々弁護士の責務だと思うんですが、人権侵害にあたる事態が起きているときにそれを救済するということは、そもそも人権の問題にもなりますし、それを裁判所で解決しなければならぬとすると、裁判を受ける権利の実現にもつながっていく。いつでも、どこでも、誰でも自分の権利を実現する、又は権利が救済されるという位置付けで、司法アクセスの重要性、必要性を考えていかなければならない。これがまず押さえておくべきことだと思うんですね。どうしても最近では業務基盤という観点から語られることが多いんですが、まず利用者である市民の側から弁護士にアクセスできないということは、どれほど問題かという観点が重要だと思います。

(2) 主な司法アクセスの障害の内容

太田：今までどんなアクセス障害があったかというのと、①まずそもそも弁護士がいない。その次の段階は、②弁護士がいても弁護士に近づくことができない。最近では、③そこからさらに弁護士もいるし、頼もうと思えば頼めるんだけど、「どの弁護士に頼んだらいいかわからない」、「自分の抱えている問題をどの弁護士に頼んだらいいかわからない」ということが問題にされてきているのかなと思います。

弁護士がいても弁護士に近づくことができないという問題(②)はどのような理由によるものなのかというと、主に、「弁護士を知らない」、「弁護士はそこにいるんだけど、どうやって辿り着いたらいいかわからない」、「弁護士に頼みたいんだけど、費用の点で障害がある」ということが挙げられます。司

法アクセスの障害については、長年、日弁連、それから当会が取り組んできたことですけれども、司法改革以降の取り組みの成果によって、だいぶ解消はされてきたと思います。例えば、弁護士がいないという問題（①）は、いわゆる過疎偏在解消の問題として弁護士ゼロワンについては解消されましたが、弁護士会の相談センターは残念ながら全地裁支部に設置したいと思っても、全国を見渡すと、まだできていないという状況です。

東京については、その点、昭和40年代から霞が関の会館の中で相談センターが活動を続けてきて、拠点になるところはあった。つまり、弁護士を直接知らなくても、ここに行けば弁護士に相談することができる、こういうことだったかと思います。しかし、その後相談センターは都内各所に設置され、過払いに対する相談件数のピークを経て、近年低調になっている。それにはいろいろ要因があると思いますが、そうした中で、司法アクセスについて、もう1回考える必要があると思います。

3 司法アクセスの障害への対応策とその現状

(1) 専門性に対する市民ニーズの高まりを受けて発足された紹介センター

榊原： そのような司法アクセスの障害を解消するためのいろいろな方法を探る中で、平成19年4月1日、当会では紹介センターを発足させ、弁護士を紹介するという制度をつくりました。

その前年度の平成18年度の副会長として、紹介センター設立に尽力された瀧上会長に、紹介センターの立ち上げの経緯や、当初の状況等について、お話しいただければと思います。

瀧上： 紹介センターについては、平成17年度から、どのような形で発足させるかが検討されていました。私



瀧上 玲子会長 (35期)

が、平成18年度に相談センター担当の副会長になり、会長の肝いりで、箱物はある程度はあちらこちらにできたけれども、もっと簡便に弁護士を紹介してもらいたいという市民に対して、直ちに紹介するというシステムをきちんとつくった方がよいのではないかとということで、法律相談センター運営委員会の方々と協議をさせていただきました。

当時は、今の状況と違い、相談センターの件数は伸び盛りでした。特に過払い案件、クレサラ事件がピークを迎えておらず、今後相談センターをつくったとしても人が来ることが見込まれる状態でしたので、市民に直ちに弁護士を紹介するというルートと、まずは法律相談を受けてから弁護士が受任するというルートの2つのルートについて、適切な役割分担が必要ではないかということをもまず思い立ったわけです。

また、当時から市民は、離婚の専門の弁護士がほしいとか、相続についての専門の弁護士がほしいなど、専門家の弁護士を求めていました。相談センターでは、家庭法律相談センターをつくったものの、それは一般的な弁護士の仕事という感覚がありまして、紹介センターはもう少し専門的な分野でつくるべきではないかということになりました。一般的な案件は相談センターに行っていたらこうと。そうではない、弁護士の中でもなかなかこの分野は、というような特別な案件については、紹介センターで行おうではないかと、こういう役割分担を決めて、専門分野に特化した形でつくらせてもらったわけです。

それで、最初につくったのが、まずは事業者向けの弁護士紹介システムです。行政法務部門、公益通報部門、またセクハラ防止部門をつくり、事業者に対して弁護士紹介をしよう。そのほかに独禁法部門、労働法部門を合わせて、5つの部門を事業者向けにつくりました。

もう1つ、事業者だけでなく、私どもが見回しても、この分野に精通した弁護士は誰だろうというような

分野を3つほど抽出しまして、1つが税務訴訟、1つが建築紛争、そしてもう1つが消費者問題からの派生ですが、投資投機的取引分野という特定分野の弁護士紹介制度を作りました。

この2種類の紹介のシステムでそれぞれの部門、分野の名簿に関して細かな推薦規程を作り、関連する委員会、あるいは関連する法律研究部のご協力をいただきながら名簿を作って、紹介センターの立ち上げを平成19年4月1日に行った、という流れです。

(2) その後の紹介センターの状況

榊原：紹介センターは発足してから10年が経過いたしました。その後の紹介センターの状況について、現在紹介センター部会長でもある太田さんからお話しいただけますでしょうか。

太田：その後、メニューを多くしようということで、事業者向け、それから一般の特定分野において、部門、分野等を増やしていきました。

今、会長からお話があったもののほかに、例えば会社法務部門とか、事業承継部門、それから中小規模の倒産再生部門とかいうものができました。そして特定分野では、知財、インターネット法分野などができました。合わせて全部で20近くの部門、分野ができたという状況になります。

しかしながら、紹介の申し込みがどうであったかという、相談センターを運営してきたノウハウを使ってやってはきたものの、なかなか発展をしなかったということがあります。最盛期でも年間紹介数が私の感覚では100件から120～130件ぐらいといったあたりだったかと思えます。その中でも一番多かったのが建築紛争で、個人の住宅関係の紛争が比較的引き合いが多かったかなと思えます。

なぜ、うまく紹介に結び付かなかったのかということ、1つには広報をどうしたらよいのかということがありました。つまり、一般的な法律相談であれば、相談

センターがやっていますということによいだけでも、特定の部門についてはどこにスポットを当てて広報するかというのがなかなか難しいところで、初期の段階では相談センターと同じようなやり方で、部門、分野ごとのパンフレットやリーフレットを作りました。それから、紹介センター全体を紹介するような大きな冊子型のパンフレットも作ったりはしたんですけど、それらをどこに配布するかが問題となりました。従来型のやり方で、区役所等に持っていったりしました。だけど、なかなかそこからの直接的な引き合いというのは少なかった。商工会議所の新聞にも年間を通じて広告を掲載しましたが、あまり件数は増えなかったという記憶があります。

先ほど会長がおっしゃったように、かなり細かな名簿の作り方もしました。経験年数であるとか、研修の受講歴とかいうことを踏まえて、A名簿とB名簿という形にして、A名簿は其中でもある程度取り扱いを経験されている会員、B名簿はこれからその分野を扱ってみたいという若い会員を中心に募集を分けて、事件が来たときにはA名簿の会員がB名簿の会員と一緒に仕事をしましょうという、今日よくOJTで共同でやったらどうかという提案がありますが、そういうことも既にここでは提案されていたんです。

しかしながら、実際にはなかなか紹介した案件で、A名簿とB名簿の方が一緒になってやるということは少なかった。それは必ずしも義務付けてはいなかったからだと思います。A名簿の担当者が自分1人でやってしまうというようなことが多かったのかなと思っています。

毎年、相談センターと同じ時期に、紹介担当者の名簿を分野、部門別に募集すると、ものすごい数の応募がありました。弁護士の側から見ると、そこに登録すれば事件の紹介を受けられるのではないかという期待はずごく大きかったのかなと。しかしながら、

入ってくる件数が少ないものだから、十分にそれに応えることができなかった。

そうこうしているうちに、中小センターが紹介センターから別立ての組織としてできて、紹介センターの方は、主として外部団体が企画する法律相談への担当者の派遣と、それから法律顧問の紹介申出への対応というように、少し活動範囲が狭まってきた、こんな状況だと思います。

榊原：紹介センターを立ち上げたあとの状況について太田さんからお話をいただきました。司法アクセスの充実という意味では、若干限定的な効果しかなかったということのようですが、紹介センターについて、法律相談センター運営委員会の委員長であった佐藤さんはどのようにお考えになってますでしょうか。

佐藤：私が法律相談センター運営委員会の委員長になったとき、紹介センターの申し込みがあまりにも少ないので、ちょっとびっくりしました。先ほど太田さんもおっしゃっていましたが、建築紛争ぐらいで、あとはほとんどないぐらいの状況でした。

なぜかとずいぶん考えたんですけど、発想自体は面白いと思っていました。片や箱物、片や紹介と、棲み分けていいと思いますし、うまくいけば、もうちょっと伸びるんじゃないかと思っていたんですけどね。

紹介センターは、専門性を強調した分野、部門毎に、一般相談とは別に紹介を受けられるということなんですけど、結構一般相談の話が多くて、例えば離婚の専門の先生の紹介してくれとか、そっちの方が多かったですね。それは紹介できないので、相談センターに行ってくださいとなっちゃうので、当然ながら紹介の件数も少なくなってしまうんです。試しに私が委員長のときに一般分野の紹介も受けてみようということでやったんですけども、おそらく広報が行き届いていないので、なかなか伸びなかったですね。

紹介センターの専門性の強調はいいんですけど、

件数が伸びなかったのは、世の中の需要を弁護士会の方で的確に把握していない結果だと僕は思っています。先ほど皆さんがおっしゃっていたような専門的な相談って、そんなにあるはずがないんですね。だから、そもそも相談件数が少なくても仕方ないんですけど、あまりにも少なすぎるというのは、我々が考えていたよりも、もっと需要が少なかったんじゃないかと思っています。

(3) 中小センターの立ち上げと紹介センターの機能移転

佐藤：あと、私がずっとやっていた中小企業の部門と分野があって、それがこのままだと埋もれてしまって、ほかの分野、部門と一緒にずるずるの下降線をたどってしまうのではないかという危機感がありました。当時の相川泰男副会長とお話をしたときに、もう外に出してしまおうということで、思い切って立ち上げたのが中小センターです。

榊原：中小センターのお話が出ましたけれども、紹介センターの状況を踏まえて、中小企業のニーズというものを取り出して充実させようという、そういう発想でつくられたということでしょうか。

佐藤：そうですね。危機的な状況だったので、このままじゃいかんということで。

榊原：中小センターの理念とか、運営方法を少しここでご紹介いただけますか。

佐藤：狙いは本当に単純で、中小企業に我々がコミットする、寄り添うと言っているんですけど、その方法としてはまずどこかで接点を持たなきゃいけない。接点はまず広報をして、それで相談を受けましょうと。受けて、その相談が非常に単純であれば、その場で解決しちゃうんですけども、あとは弁護士を直に紹介していこうということです。

その橋渡し役として誰を設定するかということで議論がありましたが、事務局では負担が大きくなってしまわないかということで、弁護士がやるこ



太田 治夫 会員 (37期)

とになりました。その弁護士の名称をコンシェルジュと言っているんですけど、弁護士が対応して電話を受けて、ある程度話を聞いて、弁護士の名簿からピックアップして紹介していく。そういうスムーズに中小企業の方と弁護士を結び付けるというシステムでやっています。

ただし、中小センターを立ち上げたときの我々のイメージよりも、零細な企業からの電話が多い状況です。もう少し規模の大きな企業とも接点を持ちたいんですが、なかなかうまくいかないですね。

電話は待ちの姿勢なので、そればかりではしょうがない、外に出ていきましようということで、いろいろなことをやっているんですけども、現実的には多くの中小企業と弁護士が接触できていない。今、中小センターは、銀行とのタイアップなどを行っていますが、なかなか結果に結び付いていないというのが現状ですね。

(4) その後の相談センターの状況

榊原：中小センターとしても、いろいろな課題があるということだろうと思いますけれども、片や市民向けということかというと、従前の相談センターというものが引き続きあり、いろいろな工夫をしながら来ているのかなと思うのですが、いわゆる箱物の相談センターというのも相談件数が大きく減少していますね。

佐藤：私が法律相談センター運営委員会の委員長になったとき、当時の理事者から、次年度の赤字が1億円ぐらいになるから何とかしろということを言われました。

そこで、基本的な方向性をどうするかということ委員会の中で議論したんですね。片や、もう箱物センターの時代は終わったと言う人もいますよ。極論はもういらないと。片や、いやいや箱物を盛り返そうという人もいて、1年以上議論をしました。結果的には、もう1回箱物センターでやりましよう

という方に固まったんですけど、非常に厳しい状況ですね。

先ほど司法アクセスの障害という話がありましたが、東京に限っては、障害は相当緩和されているのではないかという気がします。広報も結構やっていますし、東京というのはちょっと地方と違って、まず弁護士が本当にいっぱいいます。パソコンをぱんと叩くと、弁護士事務所がぱっと出てくる。ただ、そのぱっといっぱい出てくる中で、どれを選んでいいかというのは市民としては迷うところがありますね。

その中で弁護士会の相談センターは必要なのか。弁護士会の知名度がどのくらいあるかというのを、私は広告代理店を使って調査したことがあるんです。その結果をみると、「困ったときにぱっと何を思い浮かべますか」という質問に対してよくある答えは、警察なんですよ。あとは区役所とか。弁護士会はずっと下なんですね。ほとんど知名度がない。弁護士会で法律相談をやっているというのはほとんど知られていないんですね。だから、弁護士会を知ってもらえない限り、弁護士会の相談センターはじり貧になっちゃうんじゃないかという結論に達しました。じり貧にならないようにするにはどうするかというので、いろいろ広報だ、何だと結構やりましたけど、なかなか難しいですね。

榊原：いわゆる都市部の司法アクセスという観点から、弁護士が増えている状況の中で、弁護士会の相談センターというのはどうあるべきなのか、というものは別途考えないといけないのかなというところですね。

淵上：私も太田さんと一緒に、日弁連の法律相談センター・公設事務所の委員会に所属していた関係で、従来、全国の相談センターを日弁連に広報してくださいと一所懸命言っていたんですが、日弁連もどこまで予算が必要かという話の中で、なかなかそうはいかなかった。

しかし、村越執行部のときに、大きなお金をかけて、

弁護士のイメージ戦略、弁護士をもう少しみんなに、国民に知ってもらわなければいけないというふうに向向転換して、日弁連が相談センターについても、弁護士のイメージについても、広報戦略をつくり始めたというところは大きいのかなと思っています。

小規模単位会では自ら広報予算はそれほどたくさん取れません。東京三会でも、そんなに広報予算ばかり出して成果が出ないというのも困るので、これも付けられない。日弁連のイメージ戦略に全国の相談センターはある程度乗っかっていくのかなというふうに思っています。それがアクセス障害をなくす1つの方法と思っています。

あともう1つは、先ほど太田さんがおっしゃっていた費用の話なんですね。費用についても、市民からのアクセス障害の1つと言われていますが、相談センターは30分5,000円で、ずっとやってきたものを、クレサラに関してはずいぶん前から無料化していますし、そのほかの各種相談もある程度、人権救済的なところは無料相談になっていると思います。

佐藤さんが、委員長時代に果敢に挑戦をされた、相談費用の減額についてお話ししていただければと思います。

佐藤：世の中、相談料が5,000円というのは、やはり高いというイメージになってきていると思います。5,000円あったら飲み会1回の費用が出る。それを30分で5,000円か、という話はよく聞きます。

札幌弁護士会はかなり以前に相談料をゼロにしたら、とんでもなく件数が増えたということです。ゼロにしてしまうと何かと大変らしいので、千葉県弁護士会はそこを勘案して2,000円にした。たまたま錦糸町センターは千葉の近くにあって、一弁、二弁が抜けて、当会単体で運営するということになりまして、試行的に相談料を2,000円にしました。

やはり効果は出ていますね。件数が1.5倍ぐらい増えているんですよ。このまま本実施にするかどうか



佐藤 昭 会員 (43期)

ということを先日議論したんですけども、あと1年ぐらい様子を見ようかなと。どのぐらい定着するか。まあ、やはり5,000円というのは高いんでしょうね、今の時代。

(5) 専門相談の充実

榊原：法律相談は、昔は一般的な相談だけだったのが、クレサラ事件が増えてクレサラ相談を開始し、その後、離婚とか相続というものが多い状況になってきて、家庭問題相談というのをやってきました。それ以外にもいわゆる権利を守るという観点から外国人相談とか、あるいは業務系の観点から民事介入暴力とか、そのようないろいろな特別相談が増えてきています。

家庭問題、クレサラ、消費者、それから公害、環境、医療、労働というのは、相談センターの方で名簿を作ってやっていますけれども、例えば労働だとか医療というのは、労働に関しては労働法制特別委員会だとか、あるいは消費者は消費者問題特別委員会から専門家を出していただいて、名簿を作っています。

それ以外にも、犯罪被害者支援委員会だとか、あるいは外国人相談については外国人の権利に関する委員会から人を出してもらって、運営自体も同委員会がやっています。生活保護者の相談なども、相談センターの箱物を使ってやったり、あるいはまず電話相談という形でやったりしています。特に昨今は高齢者と障害者の問題、これはオアシス相談という形でやっていますけれども、それも高齢者、障害者という形で専門の部門を設けて、そこで相談をやって、あるいは場合によって受任につなげていくということをやっていると思います。

こうした形で、専門相談というものに対するニーズをとらえて実際にはやってきたという状況があるわけで、これは弁護士会の行う相談として、かなり意義がある。そして、委員会で、その専門分野に携わっている方が相談なり、事件を担当していただける

という形ができている。そこは弁護士会による法律相談の1つの強みなのかなと思います。

4 今回の司法アクセス窓口の拡充について

(1) 概要

榊原：そのような状況の中で、司法アクセスを今後これからどのような方法で拡充するか。この1年間、いろいろ我々自身も検討してきて、間もなく立ち上げようとしているところではありますが、今後の司法アクセス拡充ということについて、淵上会長からお話いただけますでしょうか。

淵上：このテーマを今年度の私の1つの政策にしたのは、まず10年ちょっと前に私が担当副会長としてつくった紹介センターはある意味、現状においては失敗であったらろうと、こういうふうにしたからです。

それは、細かく作りすぎたというのが1つ。市民はもう少し大きな枠での弁護士の紹介を求めている、一般相談が受け皿であるはずですが、実際は広がらない、それでもう一度この紹介センターの役割をきちんと考えていこうというふうに思いました。

それから、3年ぐらい前からできた中小センターが非常に活発な活動を始めている。しかも、委員が半端じゃなく元気で、その様子を見ていて、中小センターに私としては大きな期待を持った。そういう意味で紹介センターは市民に特化したものでいいのではないかと。中小センターのコンシェルジュを使った中小企業向けの弁護士紹介を伸ばすという意味で、この紹介センターの仕切り直しを考えたい、これが1つです。

もう1つが、先ほど佐藤さんがおっしゃったように、今や法律事務所が自らホームページを作る、それ以外のさまざまなツールを使ってインターネットで自らの事務所の相談業務を拡大している。そうした中で、

インターネットを使った弁護士紹介というのも弁護士会のシステムとして1つあっていいのではないかと、いうところで、時代に合ったアクセスの在り方を今回模索したものです。

どこまで広報するかというのは、今後積極的にいろいろ考えてほしいと言っているところですが、基本はウェブサイトからの弁護士紹介の申し出を受ける。そして、もう1つが、既に各種法律相談名簿がある程度専門性、精通性に長けた方たちが、それぞれの委員会、そのほかから出ていらっしゃる。もちろん相談センターも家庭相談、クレスラ相談、そのほか労働相談、医療相談など、さまざまな研修をして、その方たちが名簿に入っているというようなことを考えると、紹介センターのために名簿を細かく作るのではなく、既存の相談の名簿を活用することで、十分に精通性を担保した弁護士を紹介できるのではないかと、いうコンセプトで、従来の法律相談名簿を活用して紹介をしようというものです。

ある意味、単純にするという部分もあるかと思いますが、そのような形で今回の構想をつくりました。従いまして、紹介センターから中小センターに渡すべきものは渡し、中小企業への対応を拡充していただきたい。特に中間的な存在、学校法人、医療法人、そのほかの法人、そして組合、これらも中小企業という概念を若干広げていただいて、そちらの方に渡し、また法律顧問の紹介依頼というのも年間数件ありますので、これも中小センターの方で担っていただく。

このように役割分担、機能を分担していったら、それぞれが新たな、特に紹介センターは新たな船出になり、中小センターは拡充させていくというようなコンセプトで今回の司法アクセス窓口の拡充という仕組みをつくらうと思っています。

そういう意味で今後の中小センターに大変期待をしていますので、その中心である佐藤さんから一言いただければ、有り難いです。

佐藤： 中小センターは、軌道に乗りつつありますが、先ほど申し上げましたように、もう一歩なんですね。もう一歩、中小企業と直接接する、ダイレクトにコミットするというのが本当に課題です。いろいろ考えているんですけども、これが決め手というものがまだないんですけど、いずれ出てくると思います。

片や、今、会長がおっしゃったような紹介センターですね。紹介センターは弁護士を紹介しますよと言うと、市民が何を期待するかというと、できる人を紹介されると思っているんですよ。それは当然ですよ。紹介センターに電話が来ると、一部の方は離婚の専門の弁護士とか、離婚に精通している弁護士とか、だいたいそういう枕言葉が付いてくるんですね。

さらに今、ネット社会なので、相談者の方がまずネットで検索して結構知識があるんですよ。下手をすると、若手の弁護士よりも知っているんですね。そうすると、自分よりも知らない弁護士に当たると苦情になってくるんですね。今、それはすごく気を付けなくちゃいけなくて、そういう意味では弁護士会としては専門性の認定はできないんですけど、事実上、専門家みたいな人が集まった名簿はできつつありますので、それを利用しないと、たぶん信頼が得られないと思います。

(2) 若手の参入について

淵上： ただ1つ懸念するのが、10年前にB名簿を使って若手が参入できるようにというコンセプトをつくって、それは太田さんの言うように機能しなかったんですけども、今回それは特別につくってないんですね。

では、若手はどういう形で参入していくかという、委員会活動をやったり、家庭相談とか労働相談とかの担当になるために研修を重ねて入る、それによって相談担当者になるという道でやっていただくことになります。幸いにも当会の研修は充実していますし、会務活動は義務化されていますので、会務

活動の中から自分が目指す専門的な担当者名簿に入っていっていただければなと思っています。

榊原： 特別相談では、ベテラン、中堅と若手が2人1組でやるというのを、外国人相談とか、あとは消費者相談でもやっています。1つはそういう方法でやっていくということも考えられますね。

佐藤： でないと、若手が置いてきぼりになっちゃいますし、伸びないですね。

榊原： 担当者が一部に限られてしまうと、それはそれで何か既得権みたいな、そんな話も出てくることになりますので、それはなるべく広げていくということは必要だろうと思います。中小センターでもその点、何か専門性というのは要求されるのでしょうか。

佐藤： 中小センターでは、専門性を前面に打ち出しまして、精通名簿というのがあるんですけど、現実的には精通名簿に振ることはあまりないですね。

その1つの理由が、相談がそんなに難しくありませんよ。だから、精通者がいなくてもできてしまう。今後もっと発展していけば、いろいろな難しい案件が来て、それに振ることになると思うんですけど、今のところはあんまり機能してないですね。私もコンシェルジュをずいぶんやっていますが、精通名簿に振ったことは1回もないですから。振る必要がないんですね。

淵上： 消費者相談にしろ、外国人の相談にしろ、既存の枠組みの実施名簿を紹介センターでも使いますので、若手支援ができているところは、今後もそういうふうになると思います。

離婚とか相続に関しては家庭問題相談担当者名簿、要するにその年度、家庭問題相談を担当する人の名簿から、離婚と相続と振り分けて行います。借地借家などそういう名簿がないものは、一般相談の実施名簿で担当分野としてチェックしている方を一覧にして、そこから出していくということになります。若手が各種法律相談名簿に所定の要件を満たして



〈同会〉
榊原 一久 副会長(48期)

応募してくれれば、紹介センターの名簿にも載ってくるということになるので、機会は十分にあるかと思えます。

榊原：研修も頻繁にやっていますし、研修要件はかなり厳しく、かなりの回数を受けないと名簿に登載されないという形になっています。そういう形が入ってきていただくということが必要なのかなと思います。

5 まとめ

榊原：今回、相談センター、紹介センター、それから中小センター、それぞれの経緯と役割というものをお話いただきました。今あるこういうものを受けて、特に紹介センターをよりよいものにするという観点から、中小センターもあります、箱物の相談センターもありますという中で、ではこの紹介センターをどのようにすべきなのかという観点も踏まえて、4月から新しい紹介センターを刷新しようということで、理事者と法律相談センター運営委員会とで準備をしているところです。

先ほどから少し話が出ていますが、主にインターネットを使った、ウェブからの申込みフォームによる依頼を入り口にするというようなことをまず考えています。ウェブ、インターネットが使えない人については、ホームページ上にあるファクスで申し込みができる用紙をダウンロードしてもらって、印刷して、それをファクスでもらうということも考えています。

申込みフォームの中に、だいたい相談内容、どういふことを相談したいのか、あるいはどういふことを弁護士に頼みたいのかということをチェック方式で書いてもらって、それが弁護士会に送られてきて、とりあえずはコンシェルジュという形でなくて、今ある相談センターの審査部会の審査委員にそれを見てもらって、そこで割り振りをすることを考えています。

その割り振りは、既存の法律相談等の名簿、家庭問題、クレサラ、それからあと特別なものとしては外国人とか消費者とかもありますし、医療とか労働もあります。それらの名簿を使って、その名簿に載っている人、これは予め一応法律相談の名簿の中で紹介されてもいいですよという人について了解をもらった上で、紹介をしていくという作業をする。直接紹介を受けた弁護士が紹介を求めている市民に連絡をして、直接セッティングをして、どこかで相談をして、あるいは事件受任につながっていくという方法を考えています。

もし、中小企業の問題が来た場合には、それはすぐ中小センターのコンシェルジュに回すという、中小センターのルートでやっていくということも考えています。あるいは、相談内容によっては、ある程度のマッチング等々が必要な場合もあるので、直接紹介という形になじまないケース、例えば子どもの人権救済の関係だとかいうことになると、やはりどういふ問題を抱えているかによって、それをまず把握しないと、なかなか適切な弁護士が派遣できないということもありますから、それは今ある子どもの人権救済の電話相談から始めてもらうというように、そういう特別な相談を利用してもらうなどの方法を探りますけれども、なるべく迅速に弁護士を紹介していくというようなことをしていきたいというふうに考えています。

あとは、とりあえずこういう枠組みをつくって、どうやってそれを機能させていくかということが、次のステップとして重要であって、それは広報の問題だとか、インターネットというのが今、入り口として大きいので、それをどう充実させていくかということになるかなと思います。それは本当にこれからの課題だということもあります。

それから、先ほど佐藤さんから少しお話がありましたけれども、市民の方が既にいろいろな法律知識を持っているということもあつたりとか、あるいは市民



の方がこういう弁護士がいいんだというような、むしろ弁護士を選ぶという、今回つくる紹介センターのスキームだと、そこまでには至ってないわけですが、将来的にはそういうこともできるような弁護士の情報をどこかに上げて、市民がそれを選べるようにというような方法もできたらいいなというふうに考えています。そこまで一足飛びに行くというのは、なかなか弁護士会としては難しいかもしれませんが、相談センターの一部では、そういうようなこともしたいという意見もありまして、それは今後の課題なのかなというふうに考えています。

今まであった紹介センターを大幅に変えて、新たな紹介センターとして刷新するというのを今、考えていますので、これを何とか成功させたいと考えております。

それでは、最後に皆さんから一言ずついただければと思います。

佐藤：まずは着手しないとだめだと思いますね、とにかく。大事なのは、本当に基本的な枠組みをどうするかというのを決めて、あとのことは改良すればいい話ですから、そこはどーんとやっちゃった方がいいと思うんです。

榎原：もっと大幅にドラスティックに変えた方がいいという意見も、相談センターの中にはありました。

佐藤：私はそう思っているんですけど、それは後でもできますからね。とりあえず前に進むというのが大事だと思います。

太田：今、できることから始めておくべきだと。最初に話したことに関連するんですが、やはり弁護士会に連絡してくる人は、弁護士を知らない人だったんですね。逆に弁護士を知らない人がどうやって弁護士を探すかという、今や、ウェブサイトで検索するんだと思うんです。そうすると、弁護士会としてもウェブサイトで簡単に申し込みができるというような方向に持っていくべきだろうと思います。

あとは、それは広く弁護士を紹介しますという形で、大きな入り口であっていいと思います。もちろんそれとは別に各委員会がやってきた特別相談というのは、それはそれで別に、自分がその問題だと分かっている人は最初から特別相談の窓口で連絡を取れるようにしておけばいいんです。

ただ、紹介センターをやってきた中で見ていると、この問題だと思って市民の方から相談、申し込みがあるんだけど、それが適切な窓口でないことが結構多いんですね。建築紛争の分野に実は単なる境界の問題が入ってくるとか、会社法務と言うんだけど、単に会社が債権を取り立てるのはどうしたらいいのかとか。そんな状況なので、市民の側で選んでもらうよりは、むしろ市民の側からは単純に弁護士を紹介してくださいという話で申し込みを受け付けて、それをこちら側で整理して、適切な名簿といいますか、担当者を紹介する。これは今のやり方からすると、弁護士会の中の横のつながりをどう構築していくかというのは、非常に交通整理が大変だと思うんですけども、そこをうまくやって、期待に応えられるようなものにできたらなというふうに思います。

そして大きな改革はもっとその後、まずはやってみて、それからさらに改善していく中で、もっと抜本的な、顔が見えるようなセンターになるというのが最終的な目標と考えてもいいのかもしれませんが、そんなことを思っています。

瀬上：特別相談を担っている各委員会の方々には、この紹介センターのシステムに乗るかどうかは乗り降り自由で、活用してくださいというお願いをして、乗っていただいている委員会もいくつもありますので、まずゲートという形で紹介センターを使っていただければというところで、期待しているところです。

本日は貴重なご意見をいただき、有り難うございました。

(構成：西川 達也)

今年度執行部の重点的な取り組み

1 事務局業務の合理化・効率化と執行力の強化及び大量懲戒請求への対応

副会長 遠藤 常二郎 (39期)

1 事務局業務の合理化・効率化と執行力の強化

「リスク管理と執行力の強化」という観点から、各課の課長や課員からのヒアリングを行いました。各課の現状と問題点を分析した上で、大幅な人事異動を行い、また新規に職員5名を採用し、各課のリスクヘッジと執行力の強化を図りました。

今年度執行部の労務管理の大きなテーマは超過勤務の削減でした。超過勤務の原因は、年々、増加する委員会活動や部会の活動等に職員が対応しなければならないことにあります。各委員会に対し、職員の超過勤務削減への理解を求め、時間外における委員会や部会への職員の出席を禁止し、また休日、夜間のイベントへの職員の参加の自粛等の理解を求めました。その結果、今年度は、昨年度に比較して超過勤務時間をかなり縮減できる見込みであり、一定の成果を収めることができました。

また、今年度から導入したオンラインストレージは、近い将来、全委員会に浸透させていく必要があります。さらに、今年度中に職員の定数枠を70名から75名に増やすため、事務局職制に関する規則の改正を予定しています。

超過勤務対策の成功例として会員課の改革が挙げられます。今年度、弁護士会照会の窓口受付業務を午後3時までとして、それ以降はボックスに投函する制度に変更したこと、管理職を2名に増員して指導監督体制を充実させたことなどにより、これまでの超過勤務状況が嘘のように削減されました。このように事務局業務を合理化することにより、さらなる超過勤務の削減が実現できると思われま

す。また、今年度は「サマータイムの廃止」を予定しています。当会では、この20年以上もの間、7月20

日から9月30日まで就業開始時間が午前9時開始のところ9時30分とされてきました。今回、労使間で協議の上、2月の常議員会において就業規則等を改正し、1年を通じて、一律、午前9時からの就業開始とする予定です。

2 大量懲戒請求への対応、綱紀懲戒制度の改革

昨年、ある団体がインターネットを通じて弁護士会の会長声明に関して会員の懲戒請求を呼びかけ、会長声明にかかわった元役員らに対し、大量の懲戒請求を行いました。本会ではその数が約1万件以上に及んでおります。さらに、当該団体は弁護士会に所属しているすべての弁護士を対象とした懲戒請求を行いました。後者については、本来の懲戒制度の趣旨に照らせば明らかな濫用であり、弁護士会としては懲戒請求として受理しない扱いをしました。前者の特定の会員を対象とする懲戒請求については、迅速な処理をはかるため、綱紀委員会は、被調査人につき懲戒すべきでないことが一見して明らかな場合は、被調査人から弁明書の提出を求めず、また郵送代の縮減のために、議決書の通知方法は、交付及び配達証明取扱い書留郵便の他に、一般書留郵便、簡易書留郵便や特定記録郵便によるものとなりました。

大量懲戒請求問題のほか、本会の綱紀委員会の課題は、大量の滞留案件をいかに迅速に処理するかです。

今年度は、綱紀委員会からの上申を受けて、現在の弁護士委員105名から31名増員し、裁判官等の外部委員を各1名増員することとしました。

これらの改革は会則、会規の改正を伴いますので3月の臨時総会に上程予定です。

また、滞留案件の処理のため、綱紀・懲戒委員会において設けた調査員制度が昨年4月から稼働しました。綱紀委員会の調査員は各調査部の進行管理、滞留案件について事案の整理、議決書の原案の作成等をしてもらっています。調査員制度は2年間の期間をかけて滞留案件の迅速な処理を目指します。

さらに今年度は、綱紀委員の任期満了に伴い、綱紀委員19名の入れ替えを行い、綱紀委員会の活性化をはかりました。

綱紀懲戒制度は弁護士自治の根幹をなすものでありますので、その改革はまさに喫緊の重要課題といえます。

2 ダイバーシティ(副会長業務と弁護士業務の両立)とセクハラ相談窓口の多様化

副会長 平沢 郁子 (41期)

1 男女共同参画・性平等の実現

当会では、会員が性別に関わりなく個性と能力を發揮できる弁護士会を実現することを大目標として、2016年10月に、第二次東京弁護士会男女共同参画基本計画を策定し、昨年度、第二次男女共同参画基本計画が承認されております。その重点目標5つのうち4つに関する取り組みを行いました。

(1) 重点目標 I: 会の意思決定過程への女性会員の参加の促進

今年度の副会長は、副会長の職務の合理化・軽減化に向け、委員会への副会長が出席する時間を必要な範囲になるよう努めました。業務の合理化・軽減化が進むことによって、女性は勿論若い期の会員が理事者に就任しやすくなる環境整備ができたと思います。

(2) 重点目標 II: 女性会員の業務における障害の解消と職域の拡大

政府は女性の活躍を後押しするために、結婚前の旧姓名義を使った預貯金口座を開設できるよう柔軟な対応を銀行業界に要請し、裁判所等も通称使用に踏み切るなど、職務上の氏名が認められるようになる機運が高まっています。当会も、日本公証人連合会や金融機関に対する通称使用の実態調査をするなど、確実に利用が促進するよう活動しています。

(3) 重点目標 III: 会員がワーク・ライフ・バランスを実現するための支援

弁護士会館4階の和室を利用し、研修などの際、費用負担なく一時保育サービスを受けられるようにしました。

(4) 重点目標 IV: 性別を理由とする差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメントなどの防止

セクシュアル・ハラスメント被害を受けた場合、会外のカウンセラーにも相談できるようにして、被害者救済が手厚くなるようにしました。

2 法律研究部の認定基準の明確化

これまで、法律研究部の認定基準がありませんでした。そこで、法律研究部の認定に関する細則を定め、定期的な活動をしていること、会員に対する研究成果等の還元があることなどの認定基準を定めるべく活動しました。

オンラインストレージについても、委員会同様法律研究部についても進めていくことが必要です。

3 会内広報の充実

LIBRAにおける「常議員会報告」を結論だけでなく議論状況も分かるものにするなどの改善をしました。

4 弁護士会の研修情報の一元的提供

これまで、当会のウェブサイトでは、当会内で行われている研修の全てを一元的に見ることができませんでしたが、今年度は一覧性のあるウェブサイトにするべく活動しました。

5 新規登録弁護士研修の改善

新規登録弁護士が研修を受講した場合の報告書をシンプルにして負担軽減をするなど新規登録弁護士の負担を軽減するよう努めました。

3 東弁総会における意思決定のあり方と公設事務所のあり方

副会長 磯谷 文明 (46期)

1 当会総会の代理人選任届のあり方

2016年度の日弁連臨時総会において、当会会員が提出した代理人選任届の代理人欄が誤って書き換えられる事件が発生しました。これについては前執行部の立ち上げた委任状問題調査委員会が詳細な報告書を公表し、当執行部もそれに基づいて徹底的に事務フローを見直し、再発防止策を講じました。また、結局のところ、代理人により議決権を行使しようとした会員の意思が正しく総会に反映されなかったことを深刻に捉え、会員の意思がより適切に総会に反映されるよう、今年度の日弁連定期総会と臨時総会において賛否記載型代理人選任届を試行的に実施しました。

さらに、8,300人を超える会員を抱える当会において、より多くの会員の意思を反映できる総会のあり方を検討しました。本来、すべての会員が総会に出席し、十分な議論を交わし、会としての意思決定に至るのが理想です。しかし、本人出席は長い間会員のわずか数パーセントにとどまってきました。そこで、当執行部としては、引き続き本人出席の確保に努めつつ、代理人選任届の積極的な活用を進めることとし、代理行使できる議決権の個数を増加することや、代理人選任届を利用できる要件を撤廃すること、賛否記載型代理人選任届の導入を可能とすることなどを提案しています。

2 公設事務所のあり方

当会は4つの公設事務所を設立しており、いずれも重要な役割を担っていますが、一方で、近年、財務上の問題と人事上の問題に悩まされてきました。財務上の問題は、社会的ニーズはあるものの採算の合いにくい事件を多く引き受けることから、どうしても赤字になりがちで、その結果、当会からの借入残高が増加し続けるという問題です。人事上の問題は、特に所長や副所長など公設を支える弁護士の人材難です。最近では弁護士全体の就職事情が好転していることから、公設を希望する新人も減少しています。

今年度初めに、北千住パブリック法律事務所において問題が顕在化し、当執行部は、北千住パブリックに関するプロジェクトチーム（PT）を設置し、対応をいたしました。同パブリックは所員の努力や関係者の協力もあって、何とか危機は脱しましたが、根本的な課題は未解決であり、しかも、それは他の公設事務所にとっても共通の問題です。そこで年明けに新たなPTを立ち上げ、公設事務所のあり方を根本から見直す作業に着手しました。この重要な作業は、次年度の執行部に持ち越すこととなります。

4 FATF (マネーロンダリングに関する金融活動作業部会) と市民窓口

副会長 松山 憲秀 (46期)

1 FATF

(1) 規程・規則の改正

ご承知のとおり、2017年12月8日の日弁連臨時総会で年次報告書提出の義務化と弁護士会の措置権限強化を中核とする「依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規程」の改正が承認され、その後、同月21日の日弁連理事会で「依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規則」も改正されました(以下、両改正を併せて「本改正」といいます)。

本改正に至る過程では、当会でも会員集会や常議員会において、改正案の趣旨・目的等を巡って議論いただき、様々な意見も頂戴しました。

私ども執行部は、日弁連にこれらの議論や意見を集約した意見書を提出すると共に、会員の皆様の多数意見を踏まえ、日弁連臨時総会において改正案について会として賛成意見を表明しました。

(2) PTの立ち上げ

本改正の結果、2018年6月30日が初回の年次報告書の提出期限となりました。そこで、年次報告書の受理・審査体制や相談・広報の充実を目的に、マネーロンダリング防止プロジェクトチーム(以下「PT」といいます)を立ち上げました。

(3) 作業の進捗状況と今後のスケジュール

ア 当会は8300名を超える会員を擁しますので、年次報告書の受理体制の確立は会員の抵抗感と当会の事務負担の軽減の観点から、喫緊の課題でした。

そこで、PTでは日弁連とも協議を重ね、年次報告書は日弁連のwebサイト経由で提出いただくことを第一とし、さらにFAXでの提出も容易にするシステムを構築することが妥当との結論に至りました。かかる結論を受けて執行部でもシステムの導入を決断し、現在、2018年4月1日の年次報告書受理開

始に向けてテストを実施しています。

イ 他方、PTでは、広報と研修にも力を入れていきます。執行部も全面的に支援しており、PTと協働して広報用のビラを作成してシンポジウムなどの機会に配布すると共に、同年3月16日及び28日の両日には研修も予定しています。

また、年次報告書の受理・審査や会員からの相談、研修を担う組織についても新たに設置する方向で検討しており、本年度内には立ち上げる予定です。

2 市民窓口

(1) 市民窓口の役割

市民窓口は、弁護士会及び弁護士の業務に関する苦情、要望等に適切かつ迅速な対応を行うことによって弁護士業務が市民に理解され、身近なものとなるようにすることを目的として設けられました。

近年の苦情申立件数の高止まり傾向は、市民と弁護士の距離が縮まったという評価も可能な反面、弁護士業務のあり方に大きな警鐘を鳴らしています。

執行部としては市民窓口の運営に当たっている市民窓口委員会の活動を支援すると共に、業務適正化会議における苦情情報の分析などを通じて、不祥事等の発生防止に努めてきました。

(2) 市民窓口委員会の支援

市民窓口委員会は、月一回の全体会で苦情情報を検討し、対応が必要と思われるものについては調査や関連委員会に情報提供するなどといった活動をしています。

同委員会担当副会長は全体会で意見を述べる一方、理事者対応が相当と思われる苦情案件を預かり、関係者面談や現地確認などを実施しました。

また、関連委員会と市民窓口委員会が有機的に連携できるよう、繋ぎ役も担っています。

(3) 不祥事等防止の活動

他方、執行部も出来るだけ早く不祥事の芽を摘む、或いは、不祥事の拡大を防ぐという観点から、毎月、市民窓口にもたらされる苦情を手掛かりの一つとして、執行部独自の対応の要否を検討しており、今年度の

対応も複数回に及んでいます。

弁護士会には会員に対する指導監督権が付与されていますので（弁護士法第31条1項）、これを適時・適切に発動して不祥事等の防止・拡大に努めることは執行機関たる執行部の役割の一つであると考えています。

5 弁護士会館のリニューアルとシステムサーバーの導入とセキュリティ強化などのシステム問題

副会長 露木 琢磨 (46期)

1 弁護士会館のリニューアル

弁護士会館は、建設から今年で23年目であり、老朽化が進んできています。2017年度は、弁護士会館にとって、老朽化に対応する改修の準備の年でありました。

外壁の補修、清掃工事が、2018年2月に着工し、5月に完成する予定です。講堂の天井、音響設備等の改修工事も、2018年7月に着工し、9月に完成する予定です。

いずれも、関係する委員会等による長年の慎重な検討と常議員会及び総会の決議を経て、ついに実行の運びとなりました。

その他、防災センターの設備更新、エレベーターシャフトの補修工事も行われています。

私たち弁護士と弁護士会の活動の基盤である弁護士会館は、こうしてリニューアルされて歴史を重ねていくことになります。

2 情報・システムについて

当会の基幹システムの、法定耐用年数経過に基づくサーバー入替が2018年9月に予定されています。

2017年度に、サーバー入替の方法を「従前のシステム方式の踏襲」（クライアント・サーバー方式）によることとしました。入替を担当する業者からはこれ以外の方式（仮想化による統合方式）の提案もあり

ましたが、「従来システム方式の踏襲」が、現システムのパフォーマンス（操作性・速度等）の維持、費用という観点で勝ると判断いたしました。

サーバー入替の概要、基本方針については、9月の常議員会で説明をさせていただき、さらに2017年度中に、契約の締結につきご承認をいただく予定です。

なお、サーバー入替の方法の決定及び見積もりについては、他の業者に第三者評価を依頼しました。入替の必要性の判断、入替の方法の決定、詳細見積もりの妥当性の判断において、大変有用な情報の取得ができたと思いますので、今後も大きなシステム変更時には、このような第三者評価を取得することを検討するべきであると思います。

2017年5月に他の弁護士会のホームページが不正に改ざんされるなど、弁護士会に対するサイバー攻撃が現実のものとなった現状を踏まえ、当会でもサイバーセキュリティ対策の必要性、方法につき検討を行い、2017年度内にサイバーセキュリティ監視機能の強化を行うことといたしました。

これにともない、インシデント発生時の対応等につき、当会のセキュリティポリシーの変更も行う予定です。

これ以外に、委員会活動等のペーパーレス化を目指して、オンラインストレージ（セキュアSAMBA）の導入を行いました。このオンラインストレージを活用して、委員会活動等のペーパーレス化を推進することが来年度に引き継ぐべき課題であると考えています。

1 弁護士会館の大規模改修について

四会会館運営委員会副委員長・会館運営委員会委員 武内 更一 (38期)

弁護士会館が竣工した1995年7月からまもなく23年目を迎え、現在20年目大規模改修プロジェクトが進んでいます。

1. 今回の大規模改修プロジェクトの経過

今回の大規模改修は、もともと20年目の2015年中に着工する予定でしたが、工事費がかなり高額となると予想されたため、オーナーである日弁連と東京三会において施工業者を入札によって選定すべきであるとの意見が大勢を占め、そのために予定よりもかなり時間と手間がかかることになりました。

施工業者を入札で選定するためには、改修工事内容と仕様を具体的に指定する必要があります。そのためには設計業者に委託することが不可欠です。しかし設計料も改修内容に応じて高額なものとなるため、設計業者も入札で選定することとなり、設計業者に提示する設計業務の内容を確定するために建築コンサルタントの助力が必要であり、それもコンペによって行うことになりました。会員の経済的負担により行われる大規模改修であることから、決定過程の透明性、公正性を重視したためです。

その結果、2014年度末までにコンペ方式により建築コンサルタントを選定し、2015年中に会館の劣化診断（現況調査）を行っていただき、2016年に改修工事の内容の絞り込みを行い、設計業務の内容を確定し、指名競争入札を行いました。その結果、設計業者には、本会館の元設計者である業者が選定され、2017年に改修工事の基本設計と費用概算の算出が行われ、現在実施設計を行っているところです。

2. 18年度中の施工業者選定と着工に向けて

今後は、2018年度初頭に施工業者の指名競争入札を行い、年度中盤には工事に着手する予定です。

なお、大規模改修の実施時期が、予定より大幅にずれ込んだ結果、改修予定項目の一部につき、劣化の進行や交換部品の供給停止等の事情のため施工を急ぐこととなり、防災・機械警備・空調システムの更新と外壁清掃・補修を全体から切り離して施工することとなりました。前者は既存設備を使用しながら機器を更新する必要があるため従来の設備の製造施工業者と随意契約により発注しましたが、見積りの査定を設計業者に依頼し、価格の公正性を担保するようにしました。更新工事は既に2018年1月までに完了し、問題なく新旧切り替えができています。外壁清掃・補修は、施工業者を指名競争入札により選定し、選定された業者に発注済みで、2018年5月末までの完了を予定しています。

以上のとおり、弁護士会館20年目大規模改修プロジェクトは、竣工23年目を目前にしてようやく施工業者の選定段階に来ており、2018年秋着工を目標にして進んでいます。なお、完了は2020年度秋頃と予想されています。

3. 今回の大規模改修の費用

本プロジェクト全体の費用も大きな問題ですが、建築コンサルタントによる調査に基づく当初案では改修だけでなく改良（バリューアップ）を含めて全体で50億円（東弁負担はその約36%）に近い試算が示されましたが、その後の検討で、バリューアップを見送ったものや更新工事を先送りすることが適当とされたもの、また全体から切り離し前倒したものなどがあり、今回発注予定の工事の費用は大幅に下がる見込みですが、現時点では入札前のため金額を示すことは控えます。

弁護士会館の大規模改修は、2005年から2007年にかけて10年目改修を行いました。その時点では竣工後10年であり、設備・機器ともにまだ耐用期限前

のものが多く、全体で約10億円程度（東弁負担はその約36%）でありましたが、20年目になると、想定耐用年数を超えた設備・機器も多くなり、上記のとおり相当高額な費用がかかると見込まれます。

当会では、1995年の会館竣工前から、供用開始後のランニングコストを賄うために、当初会員一人あたり月額6500円の会館特別会費を徴収し、会館維持管理会計を特別会計として設けて管理・支出してきましたが、10年目に建築費の約10%、20年目に約20%、30年目に約30%の大規模改修が必要になるとの設計業者の試算を前提とし、別に新会館修繕積立会計を設け、建築費支出後の剰余金を繰り入れ、かつ新規入会の会員からも入会時期に応じて段階的に金額を下げた「新会館臨時会費」を納付していただき、大規模改修費を準備してきました。

4. 30年目大規模改修以降の経費予測と資金準備

10年目改修と今回の20年目改修とで、ほぼ当初想定された金額に近い金額の支出をすることになりますが、今回行った調査を踏まえると、30年目以降も、10年ごとに今回とほぼ同程度の費用をかけることで今後の弁護士会館の維持ができると予測されています。

当会は、2016年度に、若手会員の会費負担を軽減

するため新会館臨時会費の徴収を一旦終了しました。また、2017年度は、一般会計から会館維持管理会計への繰入金を前年度実支出額まで減額し、会財政への負担を軽減することにしました。しかし、会館の維持には、一定期間ごとの大規模改修が不可欠であることも明らかであり、そのための費用は、予め積み立てておく必要があります。

そこで、今回の大規模改修が完了した後直ちに、30年目以降の大規模改修の費用を想定したシミュレーションを行い、新たに会館大規模改修基金の積み立て計画を策定する必要があります。その場合特に留意すべき点は、一時期に高額な臨時会費を徴収するのは避けること、これまでに会館建設費並びに大規模修繕費として積立金や臨時会費の負担をした会員に重ねて負担させないことです。後者は、会館建設時の費用を会員に負担させる総会決議の際、決議事項には記載していませんが、決議の前提とされた事項であり、会員全体の申し合わせとされています。

そこで、会館委員会では、以上の考慮事項を前提として、今回の改修終了後直ちにその実績をふまえ、長期的に会館を維持・使用していくための大規模改修費の資金計画を策定する作業に着手し、会員全体の合意を得ていきたいと考えています。

会からの お知らせ

2 当会において「贖罪寄付」を受け付けています

副会長 榊原 一久 (48期)

1. 刑事弁護における情状資料としての贖罪寄付

当会では、被害者のいない刑事事件や、被害者に対する示談ができない刑事事件などについて、刑事事件の対象となっている方で過去の過ちを悔い改め、心を入れ替える真情を表すための「贖罪寄付」を受け付けています。

「贖罪寄付」は、裁判所により情状の資料として評価されます。「反省と謝罪の意を表すのに有効」「不法の利益を享受させないための方法として妥当」などの感想が弁護士から寄せられており、贖罪寄付をした弁護士に対する日弁連のアンケートでは、回答者の約8割が情状として考慮されたと回答しています。

2. 贖罪寄付の使途

贖罪寄付金は、日弁連及び当会における法律援助事業の財源となります。現行の民事法律扶助制度ではカバーされない犯罪被害者や難民認定に関する法律援助などや、国選弁護制度ではカバーされない刑事被疑事件や少年保護事件を対象として、日弁連及び当会は人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行っており、その財源として贖罪寄付は重要なものです。

3. 寄付金額の減少

ところが、近年、寄付金額は減少傾向にあります。

上記のとおり、贖罪寄付金は法律援助事業の重要な財源となっていますが、寄付金額の減少に伴いそれらの財源に大きな影響を与えることとなります。

会からの
お知らせ

3

会員サポート窓口による 不祥事を未然に防ぐ取り組みについて

事務局次長 望月 秀一

1. 会員サポート窓口の目的

当会の会員サポート窓口は、全国の単位弁護士会に先駆けて2004年4月1日から開始した会員向けサービスとなります。会員サポート窓口のサービスは、会員の方々が直面する職務又は業務に関して生じた各種の問題に対して、役員経験者等で構成される十数名の会員（相談員）が相談に応じ、会員の方々の職務又は業務が円滑かつ適正な遂行に資することを目的としています。

2. 会員サポート窓口の現状

会員サポート窓口に対して、ここ3年に寄せられた相談件数は、2015年度は28件、2016年度は34件、2017年度は本年2月6日現在で32件であり、年を重ねるごとに微増しているといった状況です。相談申出

4. 手続は簡単!

ご寄付の手続は、当会人権課にある「贖罪寄付申込書」に必要事項（申込者名、寄付者住所・氏名、被告人・被疑者名、係属裁判所名・係属事件名、寄付の趣旨・寄付の金額など）を記入の上、受任弁護士を通じてお申込みください。

また、「贖罪寄付申込書」は、当会の会員専用ページからダウンロードできます。

お申込み後、その場で、「贖罪寄付を受けたことの証明書」を発行いたします。

会員の修習期としては60期代の若手会員の方々からの相談申出が多い傾向にあります。

相談内容としては、事件受任に際しての利益相反や弁護士として行い得ない案件に関する事例、業務広告に関する事例、依頼者との各種トラブルに関する事例、事務所内トラブルに関する事例、業者からの業務広告勧誘に関する事例、他士業やコンサルタント業者との業務連携に関する事例、といったように多種多様な内容の相談が会員の方々から寄せられています。相談の中には、事務局職員から見ても弁護士懲戒といった問題に発展しかねないと思われる事例も散見され、会員サポート窓口での相談により会員の方々がトラブルを未然に防止することができた事例が多数あります。

3. 相談の流れ

会員の方々からの相談申出の際には、会員サポート

窓口宛に相談されたい内容を担当事務局へ書面でご提出いただけます。その後、本窓口を運営する会員サポート窓口連絡協議会にて相談案件ごとに原則1名の相談員を決め、相談員から相談申出会員へ可及的速やかに電話もしくは面談でアドバイスをする、という流れとなっています。

例外的に会員サポート窓口で相談に応じないことができるものとされているものとして①「個別の事件処理に関する事項」、②「資格審査会、非弁提携弁護士対策本部、非弁護士取締委員会、紛議調停委員会に係属中の事案」、③「懲戒の手續に付された事案」、④「前

2号の手續に移行することが明らかな事案」、⑤「本制度の目的に沿わない事案」が規則で定められています。が、若手会員の方々からの申出には柔軟な運用をしており、また、会員サポート窓口相談員には規則により守秘義務が課せられていますので、職務や業務に関しお困り事やお悩み事がありましたら、事前に会員サポート窓口でご相談いただき、相談員からアドバイスを受けて、トラブル回避をしていただきたいと思います。

会からの お知らせ

4 性差別&セクシュアル・ハラスメント相談窓口の 現状と今後

当会は、1999年10月7日に「性別を理由とする差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則」を策定し、性差別やセクシュアル・ハラスメントの防止に努めております。

本稿では、当会が設置している性差別&セクシュアル・ハラスメント相談窓口（以下「同相談窓口」といいます）の概要と同相談窓口に対する今後の取り組みについて、ご紹介いたします。

1. 同相談窓口の概要

(1) 同相談窓口への相談方法

当会の活動や職務又は就業活動の際に、当会の弁護士会員や職員等から性別を理由とした差別的取扱いやセクシュアル・ハラスメントを受けた場合は、同相談窓口にご相談ください。

具体的には、本会の性差別・セクハラ相談制度担当受付係に、①電話、②FAX、③Eメールまたは④郵送のいずれかの方法で相談したい旨の申し出を行ってください。

(2) 同相談窓口の相談員の概要

ア 相談員の指名

現在、同相談窓口の相談員として、当会会長が、①会長・副会長の中から2人以上、②性の平等に関する委員会が推薦する当会の弁護士会員5人以上、③全弁護士会労働組合東京三会支部が指名する当会の職員3人以上を指名することとなっています（ただし、相談員のうち少なくとも半数は、②によるものとされています）。

イ 秘密保持

同相談窓口の相談員は、懲戒手續等正当な理由

がある場合のほか、苦情相談への対応の過程で知り得た秘密を他に漏らしてはならず、退任後も同様とされています。

2. 今後の取り組み

前述のとおり、現状、同相談窓口の相談員は、当会の会員や職員から指名されることとなっており、当

会の関係者以外のカウンセラーを相談員として指名することができないという問題がありました。そこで、理事者は、同相談窓口の敷居を低くするとともに、同相談窓口のさらなる充実化を図るため、外部のカウンセラーを相談員として指名することができる制度を検討し、今年度2月の常議員会に上程する予定です（本稿脱稿時）。

会からの
お知らせ

5 研修における一時保育サービスの利用について

当会は、出産、育児、介護等の家庭生活と仕事との両立支援のための施策の一つとして、委託業者との間で業務委託契約を締結し、弁護士会館において会員向けの特定の研修時の一時保育サービスを実施しています。

1. 一時保育の対象となる弁護士研修等について

対象となる研修は予め指定したもののみとなります。研修等に一時保育サービスが付加されているか否は、各種研修等の案内（当会から送付される「冊子」、「とうべんいんふお」、「メルマガ」など）をご確認ください。

2. 一時保育サービスの内容について

研修時の一時保育サービスの内容は以下のとおりです。

- 研修中の保育費用は当会が負担します。
- 弁当、軽食、飲み物等を持参いただければ、食事等の介助も可能です。
- 幼稚園・保育園・小学校等、預け先から弁護士会館までの送迎サービスもオプションとして受けられます。かかるサービスについては、利用者と委託業者との個別契約となり、費用は利用者にご負

担いただきます。

3. お預かりできるお子様の年齢について

生後半年以上から小学校6年生までのお子様（病児を除く）とさせていただきます。

4. 一時保育サービスでお預かりできる人数について

一時保育の実施場所は弁護士会館4階和室です。1回の実施にあたり、最大5名までを先着順でお預かりいたします。なお、一時保育の運営にあたり支障が生じる場合には、ご利用をお断りする場合もありますのでご注意ください（過去のご利用の際に無断キャンセルや重大なトラブル等があった場合など）。

5. 注意事項及びご利用の手続き

ご利用の際には、必ず、会員サイトまたはとうべんいんふお等に記載の注意事項とご利用の手続きをご確認ください。詳細については、下記問い合わせ先までご連絡ください。

6 証明書自動発行機の導入

当会は、会員の皆様の利便性向上及び窓口の混雑緩和を目的として、2017年10月17日より証明書自動発行機を導入しました。証明書自動発行機のご利用方法については、以下をご参照ください。

印鑑証明書及び会員証明書の発行は、原則、自動発行機のみでの対応となっておりますので、証明書自動発行機利用に必要となるカード（以下「証明書自動発行機利用カード」といいます）を作成していない会員の方は、証明書自動発行機利用カード作成のお手続きをお早めにお問い合わせいたします。

1. 証明書自動発行機利用カード作成及び暗証番号の登録の手続き

- (1) 所定の「証明書自動発行機利用カード作成及び暗証番号登録申請書」を会員課へご提出ください。郵送又は窓口のみの受付となります。暗証番号が記載された書面ですので、FAX送付はご遠慮ください。
- (2) 暗証番号の変更は、会員本人による申請に限り、会員課窓口で手続きが可能です（※本人確認が必要となります）。

2. 証明書自動発行機の設置場所

弁護士会館6階会員課ロビー

3. 証明書自動発行機の利用時間

平日 9:15～16:45

※土曜・日曜・祝祭日はご利用になれません。

※年末年始等、証明書自動発行機をご利用いただけない期間もありますので、詳細は会員サイトや6階ロビーのご案内をご確認ください。

4. 証明書自動発行機によって発行できる証明書の種類

- ①印鑑証明書（弁護士会員のみ）
- ②会員証明書（弁護士会員のみ）

※外国法事務弁護士の印鑑証明書・会員証明書、法人の会員証明書は、証明書自動発行機での発行はできません。従前どおり、窓口申請をお願いします。
※大量発行については、窓口申請をお願いします。

5. 発行手数料

それぞれ1通あたり540円

6. 所要時間

即時発行

7. ご利用にあたり必要となるもの

- ①証明書自動発行機利用カード
- ②証明書発行用暗証番号
- ③現金（精算は現金のみとなります）

8. 証明書自動発行機をご利用になる際の注意事項

- (1) 証明書自動発行機で取得された証明書の交換や、返金に応じることはできません。あらかじめ、証明書の種類、記載内容、部数をご確認のうえ、ご利用ください。
- (2) 暗証番号を3回続けて間違えますと、証明書自動発行機利用カードは使用できなくなります。窓口であらためて再発行のための手続きをとる必要があります。

7 弁護士法23条の2に基づく照会受付ボックス設置と 窓口受付時間の変更について

当会では、弁護士法23条の2に基づく照会（以下、「弁護士会照会」といいます）の受付業務について、窓口における混雑の緩和及び事務局の負担の軽減を図るため、窓口受付ボックスを設置して申出書一式を投函できるようにするとともに、窓口での受付時間を午後3時までとさせていただきます。ぜひ積極的に受付ボックスをご利用いただき、窓口をご利用いただく場合は、比較的空いております午前中に済まされますよう、ご協力をお願い申し上げます。

1. 窓口の受付時間

（新規申出／差替・追完書類の提出／回答受取）

平日（月～金） 午前9時15分～午後3時

2. 受付ボックスの設置と利用時間

平日（月～金） 午前9時15分～午後4時30分

※土曜・日曜・祝祭日はご利用になれません。

※年末年始等ご利用いただけない期間もありますので、

詳細は会員サイトや6階ロビーのご案内をご確認ください。

※午後3時以降の投函分は、翌営業日受付、審査は翌々営業日となります。

必要書類（②⑥は郵送申請、受付ボックスご利用時のみ必要です。）

| | | |
|---|---|-------------------|
| ① | 照会申出書・照会事項書 | 1件につき3部 |
| ② | 23条の2照会受付票 （窓口及び会員サイトに書式をご用意しています。） | 1枚 |
| ③ | 照会請求費用振込の際の振込用紙写し （例 銀行の利用明細写し） | 1枚 |
| ④ | グレー封筒（照会先への発送用）※ | 1件につき1枚 |
| ⑤ | ブルー封筒（弁護士会からの回答送付用）※ （窓口での回答受取を希望される場合は不要） | 1件につき1枚 |
| ⑥ | 82円切手を貼付した領収証送付用封筒 （封筒はご自身でご用意ください。） | 1枚（複数件の申出の際も1枚で可） |
| ⑦ | 速達を希望する場合、追加の郵券 （1区間につき280円分の切手。詳細は ②「23条の2照会受付票」をご確認ください。） | 希望者のみ |

※会所定の封筒は窓口にご用意しています。
お手元に会所定の封筒がない場合は、宛名ラベルでも可。

※予め所定の手料を指定口座にお振り込みの上、必要書類一式を投函してください。複数件の申出の場合は、合算のお振り込みで構いません。

※差替えの場合は領収証記載の東照番号を記入し、追完の場合は付箋等で東照番号が分かるようにして、投函してください。

3. 必要書類

左下の表のとおりです。

4. 郵送申請

郵送申請も引き続きご利用ください。必要書類及び手数料の振込先は、受付ボックスご利用時の場合と同じです。

5. 照会請求申出にかかる費用

- （1）窓口受付の際は、窓口にて現金で申し受けます。
- （2）郵送申請、受付ボックスご利用の際は、指定口座にお振り込みください。費用の詳細は、会員サイトをご覧ください。

弁護士会照会のマニュアル及び書式は、会員サイトに掲載しています。最新の情報は、以下のページでご確認ください。



映画監督

諏訪 敦彦^{のぶひろ}さん

8年ぶりの監督作品『ライオンは今夜死ぬ』が、今年1月に公開となった諏訪敦彦さんにお話を伺いました。ヌーヴェルヴァーグ（1960年前後にフランスで起きた映画運動）の象徴的俳優ともいえるジャン＝ピエール・レオーを主演にむかえ本作を制作した経緯、子どもに向けた映画教室への取り組み、映画監督という役割につき、熱く語ってくださいました。

（聞き手・構成：高橋 辰三，岡田 隆司）

——今年1月に日本公開となった『ライオンは今夜死ぬ』は、前作『ユキとニナ』に続いてフランスとの合作になりますけれども、制作のきっかけを教えてください。

5年前に、フランスのラ・ロシュ・シュル・ヨンというところで映画祭がありまして、僕の特集上映を企画してくれて、全作品が上映されました。その同じ映画祭に別のセクションで、ジャン＝ピエール・レオーの特集があったんです。ジャン＝ピエール・レオー氏がその映画祭に呼ばれて来て、彼がプログラムを見て、この諏訪というのは誰だということで、興味を持ってきて、「作品を見たい」とプロダクションに連絡があり、作品をお送りしたんです。それで、向こうから「ぜひ会いたい」という話があって、お会いしたのが始まりだったんです。その時点では何もアイデアはなくて、ただ彼と映画を作るぞという気持ちだけ確認して。

ただ、当時、僕は前任校の学長を務めていて、毎日会議ばかりやっているような日々だったんです。なので、企画になっていくのに3年、4年と経ってしまったんですけど。

——ジャン＝ピエール・レオーさんが諏訪監督の作品で、特に気に入った作品は何だったのでしょうか。

『不完全なふたり』という映画がありまして、ジャン＝ピエールにとってはすごくヌーヴェルヴァーグの精神を感じたというか、何度も見たと言っていました。

——逆に諏訪監督が今回『ライオンは今夜死ぬ』を撮るに当たって、ジャン＝ピエール・レオーの映画でこれを意識したとか、思い入れのある作品はありますか。

大学の頃はかなり集中的に60年代のフランス映画を見る機会があったんですね。10代から20代に何かに出会うということは誰しもあると思うんですけど、それが僕にとってヌーヴェルヴァーグの映画でした。その中でとりわけジャン＝ピエールという存在は本当に印象的だったんです。共感といたらおかしいですけど、自分にすごく近いものに思えたり、特別な存在でしたね。

僕がフランスで映画を撮るようになってから、彼に出てもらいたいと思ったことは過去にもあったんです。ただ、ジャン＝ピエールはかなり特殊な人で、フランソワ・トリュフォーが亡くなってからは、かなり精神的な危機もありましたし、彼自身本当に傷ついている人なので、慎重を要するというか、あまり安易に彼の映画的な記憶に依存してキャスティングすべきじゃないという、僕たち仲間の中でもそういうディスカッションもあって、ちょっと遠慮してきたんです。

——諏訪監督のこれまでの作品、『2/デュオ』や『M/OTHER』でも、役者が演技をしているというより、役者個人に迫るような部分もありましたけど、ジャン＝ピエール・レオーの影響もあるのでしょうか。

いや、やっぱり違うんですね。『M/OTHER』では、三浦友和さんとか渡辺真起子さんが即興で演じているわけですから、非常に生々しく聞こえるわけですが、その生々しさというのはあくまでフィクションとして、その人物をちゃんと形作っていくという方向にやっぱり向かっていくだけけれども、ジャン＝ピエールの場合は、簡単に言うと何をやってもジャン＝ピエール・レオーなんです。こういう人はたぶん映画の外にはいないでしょう。だからフィクションだけを信じさせるというよりは、映画を作っていることも含めて、すべてがジャン＝ピエール・レオーのドキュメンタリーじゃないかというふうに思えるところがあって、すごく特殊な存在だなと思うんですね。

——今回の作品は新たな挑戦という色彩が強いのでしょうか。

まあ、翻って見ると、学生のころ作った映画とあまり変わってないなという気もするんですけど（笑）。何十年もかかって全然進歩してないんだなという気持ちもあります。ただ、『2/デュオ』とか『M/OTHER』では、ある種の現実感、リアリティーみたいなものがかかなり強く前面に出てくるだけけれども、今回はそのフィクションの現実感というよりは、非現実とか映画でしか表現できないことを、もっと受け入れていきたいというか。彼と最初に会ったときに、ああ、この人を撮ると、今まで撮ったことがない空間というか、あるポエティックなものが撮れるんじゃないかなという気がしたんですね。その人がいるだけでその空間が詩的になる、ポエティックにねじれていくというか、そういう面白さをすごく実感しています。

——ジャン＝ピエール・レオーという、都市にいるイメージですが、今回南仏が舞台ですね。

選んだ理由は非常に現実的な理由で、美的な理由ではないんです。実はこのプロジェクトが始まっていくプロセスの中で、ジャン＝ピエール・レオーとやるというのと、もう1つ、子供とやるというテーマがありました。

日本で「こども映画教室」という6歳から12歳の小学生を対象にした映画制作のワークショップをやっていて、これは、いろいろなところから集まってきた

子たち20人ぐらいがチームに分かれて、3日で映画を作るというワークショップなんです。それが非常に面白いので、フランスでも子供たちとワークショップをやりながら、そこから映画制作に移行していくというか、彼らと一緒に映画を作っていくというふうになったら面白いんじゃないかなと思って。単に彼らに役者として出てもらわなくても、彼らが映画を作ること自体を映画の中に招き入れていくというか。

ただ、僕たち、フランスで子供を集めてワークショップをやるノウハウがないので、フランス中の、演劇とか映画のワークショップをやっているグループに情報発信したら、いくつかのグループが返事してくれて。最終的に一緒にやろうと思ったグループが、ちょうどグラスという南仏の地域だったんです。そこに非常にパワフルなおばちゃんがいまして、20人ぐらいの子供を集めてくれて。気がつくと、この南仏の光の下でこの映画を作るということになっていたわけです。

——「こども映画教室」は、いつごろから携わられているのでしょうか。

2012年ぐらいですかね。最初は金沢のシネモンドという映画館が中心になって始めたものです。最初は鑑賞教育だったんですけど、作るのもやってみようということで、誰か監督が1人必ずやって来て指導する方針になって。今は全国的にいろいろなところでやっています。

——諏訪監督は東京藝大の教授もされていますが、学生の映画に対する取り組みには、どんな印象を受けますか。

映画を大学のカリキュラムに組み込むというのは、ここ20年ぐらいの間はかなり進んだと思いますが、教える側の問題としては、何を目的として映画を教えるのかというのは、未だにあまりクリアじゃない状況でやっていると思います。

映画を作りたいという情熱は、若い世代の中にありますね。海外から見ると日本という国は映画文化が非常に保護されているはずというイメージを持たれています。ですから、日本に来た人は愕然とするわけですね。芸術系の映画館もわずかだし、それをサポートするシステムもないし、国が若い人たちを助成しているわけでもない。まあ、僕は今回文化庁の支援を受けま

したけど、若い人たちが出ていくための支援ってなかなかない。この厳しい現実にもかかわらず、たくさん新しい映画が出てくるのは、日本の映画の力だと思うんです。溝口（健二）さんとか小津（安二郎）さんとか、そういう先人がいたから、日本映画が海外で受容される土壌ができていますよね。この間イランに行きましたけど、テヘランの子たち、たくさん見えますよ、小津とか黒澤とか。日本映画を見たいという人たちがまだたくさんいるわけで。そのことがあって、僕たちも映画を送り出すことができたと思うんです。

——監督の最初の作品は、おいくつぐらいのときの作品なのでしょう。

初めて、一応作品として発表したのは、大学のときに8ミリで撮った映画です。『はなされるGANG』という、それは「びあフィルムフェスティバル」に応募して、入選することができて。ほとんどヌーヴェルヴァーグのまねですね。

——舞台は東京でしょうか。

浅草とか。フィクションなんだけど、結局現代映画ってフィクションをフィクションですよと見せちゃうという、これはゴダールとかもそうですし、どうせ嘘ですというふうにしちゃう映画というのがある時期から登場してくるわけですが、そういうことをやっているわけです。浅草か何かにギャングが2人出沒して、逃走劇を演じるみたいな話でした。そのときにこの2人の俳優のドキュメンタリーとして僕がそれを撮影していたようなところがあって。

——賞を受賞されて、その後は。

就職してないんですよ。

——それではずっと映画監督ということに。

結局映画監督というのは、いわゆる職業といえはいるんですけど、僕も今回の作品に8年ぐらいかかっているわけです、前の作品から。じゃあ、8年間僕は映画監督であり続けていたのかというと微妙ですよ。それでお金をもらっていたわけではないし。本当に一握りの人たちだけが次から次へと撮っているんです。そういう人たちは映画監督が職業といえるの

かもしれないけど、僕は1カ月半撮影して、半年ぐらいかけて編集して、その間は確かに映画監督という役目を果たしていると思うんですけど、それが終わってしまうと、映画監督といえるのだろうか。映画監督になりたいというふうに考えたこともあんまりないですよ。ただ、映画にできるだけ近くにいたいとか、そういう気持ちはもちろんあったと思うんですけども。

——東京造形大学の学長をされていましたね。

5年ぐらいいやりましたかね。2期目の途中で辞めました。

——その前は東京造形大学の教授で。

教授になって1年ぐらいいしか経ってなかったですから、まあ、びっくりですね。でも、学長は重責ですが、結局僕がやらなくても誰かがその役を務めるわけです。だから、映画はやっぱり自分でできなきゃいけないことというのがまだあるような気はしましたね。もう1つ今思っているのは、「こども映画教室」じゃないけど、映画を教育としてどういうふうに使えるのか、どういう可能性があるのか、少し試してみたいなという気持ちはあります。

——離婚とか、現実的なテーマの作品が多いと思いますが、何か思いがあるのでしょうか。

『2/デュオ』とか『M/OTHER』とか『不完全なふたり』ぐらいいまでは、すごく日常的な問題を扱っていますよね。まあ、自分が離婚したわけじゃないんですけど、想像し得る問題とか、自分たちが抱えている問題とか。そういうのは誰でも共有できる問題だし、しかも、ある意味で非常に厳しい人間関係の局面というか、ささいなことだけど厳しいことというか、まあ、そういうものにフォーカスを当てていたと思うんです。

今回の映画は、死という問題ではありますが、ことさら深刻に、あるいは非常にリアリスティックに描きたいとは思ってなくて、映画でなければ表現できない楽しみがあったらいいと思うんです。何かこう、明るい表現に変化しているような気がするんですね、自分の中で。楽しい映画になってほしいなという気持ちもあつたし。

たぶん明らかにフクシマの問題とか、関係している

と思います。『2/デュオ』や『M/OTHER』の頃は、映画は厳しいんだけど、日本社会はまだのんびりだったと思うんです、バブルは終わっていましたが。だから、あるつらい現実を直視する力が、僕の中にもあったと思うし。だけど本当につらいこととか、人が弱ったときに、あまりにも厳しい現実をもう一度映画で見るといのは、とても体力がいるよなと思って。時代があまりよくないので、映画の中で暗くなりたくないという気持ちは、反比例していると思うんです。

— これからもフランスを舞台に作品を撮っていきたいとお考えですか。

行きたいかどうかより、ノーチョイスなんです。結局サッカー選手と一緒に、チームが呼んでくれないとプレーできない。Jリーグは呼んでくれないんですよ。フランスリーグだと、まあ、一応大丈夫、お前プレーしていいよと言ってくれるので。向こうでやるのは自分のホームタウンな感覚です。だから日本で撮るとなったらかなり緊張します。これはアウェーですよ(笑)。

— 映画監督になれる人と、なりたくてもなれない人があって、諏訪監督は見事映画監督になっているというのは、ご自身ではどんなふうに思われているのでしょうか。

うーん。映画監督になるのは簡単ですよ。例えば小学生でも映画を作れちゃうわけですよ。小学生、3日で完成させちゃうんですよ。映画監督であるとか、映画を撮ったんだということは、たぶんそんなに難しいことではないんですよ。だけど、それを継続していくのは難しいということですね。継続していったり、本当に商業的な映画を撮って、お金を稼ぎたいというふうになってきたときには、自分の力だけではどうしようもないところがあります。

— 監督が今の諏訪監督になったのは、どのぐらいが自分の意志という感覚なのでしょうか。

自分自身の実感としては、僕は人に言われたことをやってきたなと思うんですよ。映画を撮ったときも、昔の仲間だった友達が、俺がちょっと金を集めてプロデューサーをやりたいから、お前何かやれと。それが『2/デュオ』ですよ。助監督をやっていたときもそう

ですし、お前これをやれと、これをやってみないかと言われたことをやってきた、学長をやれと言われたからやりましたという、その、言われたことの中でベストを尽くしてきたという感覚が強いですね。たぶんね、無意識だったと思うんですよ。だから、監督になりたいからこれを今やろうとか、そういうことじゃなくて。例えば、助監督をずっとやって、その後企業のPRビデオとかいっぱい作ったんです。いわゆる商業的な花形の仕事じゃなくて、企業内で教育するビデオとか、販売促進用のビデオとかですけど、そのときに、何でこんなことをやっているんだろうとか、いつか映画を撮りたいなと思ったことは一度もないんですよ。この中でベストを尽くすというか、この中で何ができるのか、そこで自分ができることを120%やってみたいな気持ちでずっと来たと思うんですよ。与えられた環境の中でベストを尽くす。ただ、どんな仕事でも映画だと思ってやっていたと思いますよ。

— 日本の法律、弁護士には、どのような印象をお持ちですか。

弁護士の方というのは本当に大変な仕事だと思うんですけど。でも、著作物の問題というのは、本当は僕は、作家が自分の権利を主張しなきゃ、守らなきゃと、あんまり思っていないんですよ。だって、監督が著作者だというのはギミックなので、本質的な問題じゃないんです。だから、クリエイティブ・コモンズみたいなものの方が何か、僕にはフィットします。著作物というのはすべての人の共有財産であっていいのではないかというふうに思うところもありますね。

プロフィール すわ・のぶひろ

映画監督、大学教授(東京藝術大学)。1997年に公開された『2/デュオ』で長編映画監督デビューの後、1999年公開の監督作品『M/OTHER』で、第52回カンヌ国際映画祭の国際批評家連盟賞を審査員全員一致で受賞。2005年には、全てフランス人キャスト・スタッフによる『不完全なふたり』(日仏合作)がロカルノ国際映画祭において審査員特別賞と国際芸術映画評論連盟賞を受賞。その後もフランスを活動拠点とし、オムニバス映画『パリ・ジュテーム』(2006年)への監督参加、フランス人俳優との共同監督による『ユキとコナ』(2009年)がカンヌ国際映画祭において高い評価を受ける。2018年、8年ぶりの監督作品『ライオンは今夜死ぬ』(2017年)が公開された。



2017年度 理事者の1年

2017年度理事者の任期もあと1か月を残すところとなりました。今月号では、特集において今年度理事者のこの1年間の重点的な取り組みについてご説明いただきましたが、ここではそれに漏れた重要テーマ、任期終盤に向けての雑感、そして恒例の「会長が見た6人の副会長」と「となりの副会長」について、会長、副会長に語っていただきました。

任期終了に向けた所感

会長 瀧上 玲子 (35期)



この原稿は1月半ばに書いていますので、やり残したことが3月の初めの段階でどのようになっているか気にかかるところです。

例年の執行部は初めに柱となる課題を立てて、取り組んできた成果の報告をしています。私の場合は、就任前後から重大な課題

が生まれたことから、「リスク管理と執行力の強化」を基本姿勢に掲げ、この9か月余りを送って参りました。

日弁連の委任状問題をきっかけに東京弁護士会の総会のあり方を考え、会則改正を伴う臨時総会を3月19日に開きます。会員の意思を総会に反映するにはどうしたらよいかを就任当初より真剣に議論して提案する議案となっています。

日弁連が昨年改正した預り金規程に基づく預かり口

座の届出やマネーロンダリング防止のための年次報告書の作成が始まりましたが、会員の負担軽減のための業務フローを試行錯誤しながら実行しています。そのほか弁護士会照会の受付方法の変更、印鑑証明等の発行機器や委員会資料配布等のための外部ストレージの導入など様々な業務改善を行いました。

さらに活動領域の新たな展開をサポートし、目白押しだった昨年秋の国際会議において、各国代表と交流し、当会の国際的地位を高めることに腐心しました。そのほか若手会員へのサポートとして、扶助相談へのOJT導入など一定の成果が出ています。市民や中小企業のニーズを重視したアクセス窓口の拡充も実現することができました。

残された課題をできる限り解決し、次年度に引き継ぎたいと考えています。引き続きのご支援をお願いする次第です。

瀧上会長が見た 6人の副会長

遠藤副会長：大丈夫という言葉に時々不安を覚えるが、誰からも頼りにされる貴重な存在。

平沢副会長：真面目に会務に取り組む心構えを教えてくれる、女性理事者の鏡。

磯谷副会長：筆頭に起案を任されるも、完璧にこなす優れ者。筆頭からの誘いには要注意。

松山副会長：味のある説話にみな脱帽。多くの人々と熱き心で交流する日弁連理事。

露木副会長：好奇心が原動力の活動家。OAを仕切ることのできる10年に一人の逸材。

榊原副会長：最も若手ながら調整力抜群。司法試験委員と会務を両立させるパワーの持ち主。

あっという間の1年

副会長 遠藤 常二郎 (39期)



1年前、「楽しく生き活きと会務をしよう」をモットーに副会長に就任しました。理事者の1年間は会務に忙殺される日々でありましたが、仕事の内容は普段の弁護士業務とは趣を異にして、大変新鮮でした。今年度の執行部は、瀧上会長の下に、全員がよくまとまり、各副会長が適材適所の役割を果たし、正に「楽しく生き活き」とした執行部であったと思います。

私は、筆頭副会長として、綱紀・懲戒、人事委員会等の委員会を担当させて頂き、また職員の労務の主担当も任されました。今年度は、綱紀・懲戒委員会の調査員制度のスタートの年でもあり、調査員制度を円滑に始動させ、滞留案件の迅速な処理をはかることが大きなテーマでした。また、昨年10月に言い渡された大規模法

人の懲戒処分執行は、はからずも、私の理事者の仕事として一番大きなミッションとなりました。この懲戒処分は、これまで弁護士会が経験していないほどの大規模なものであり、依頼者対応にも苦慮しましたが、多数の会員や関係者の皆様方のご協力を得て、何とか乗り切ることができました。

また今年度は、執行部就任早々、職員のライフ・ワーク・バランスの推進のために超過勤務の削減を目標に掲げ、各課に様々な工夫をして頂くとともに、各委員会の方々にもご理解ご協力をお願いしました。弁護士会の業務量は年々増加しております。この業務量に対応しつつ、超過勤務を削減するため、理事者も含めて会務に携わる人達の働き方を見直していかなければなりません。

1年間は、めまぐるしく、あっという間に過ぎ去ったというのが実感です。楽しい1年間でした。本当に有り難うございました。

となりの副会長が見た 遠藤 副会長

遠藤副会長は、今年度執行部の筆頭副会長ですが、優しく明るく強烈なリーダーシップで、副会長全員を引っ張っていられています。就任早々事務局全員の名前を覚え、事務局内に遠藤副会長の机があるほど、事務局に慕われ、今まで一度もゴルフをやったことのない磯谷副会長をゴルフの道に誘い込み、理事者間では「稀代の人たらし」と言われております。副会長になって飲み会が増えましたか、と聞いても、もともと毎日飲むのが当たり前だったから変わらないと答える人付き合いの良さは抜群です。

趣味はゴルフと自宅でバラを育てること。会長に対しては、「だ〜い丈夫ですよ」と言うのが口癖です。 (平沢 郁子)

感謝しつつバトンタッチ

副会長 平沢 郁子 (41期)



既に1月も下旬。残った任期は2ヶ月あまりとなりました。

私は、1年前の今ごろ、「若手や女性など多様な弁護士が活躍できる弁護士会をめざします」という公約を掲げていました。任期終盤の今、その公約をもっと実現できたのではないかと心残りもあります。が、今年度は日弁連女性副会長クォータ制も実現し、女性が会の意思決定過程に関わっていく度合いはどんどん進んでおり、次年度は女性副会長候補が二人もおられ、次にバトンタッチできることを嬉しく思っております。

それにしても、今年度の副会長は皆優秀で会務にも精通していて、みんなすごいなあ、と思う日々でした。個性豊かでありながら、協力し合えるメンバーと一緒に仕事のできた濃密な1年でした。

副会長になって内部に入って、はじめて会がどのように運営されているのかを知ることができました。これからは、女性も若い方もどんどん理事者になっていただき、激動の弁護士会を新しい感覚で担っていただくことを期待しております。

理事者の皆様、事務局の皆様、その他の副会長の職を全うできるよう支えてくださった皆様、本当に有り難うございました。

となりの副会長が見た 平沢 副会長

ある朝、平沢副会長の机から煙がもうもうと立ち上がっていました。理事者たちがこれは火事かと大騒ぎしたところ、当の本人は「いいアイデアでしょう」と涼しい顔をしていました。煙の正体はそで機の引き出しの中に設置した加湿器から沸き上がっている水蒸気と判明しました。根っからの天然女史です。

理事者の中で一番早く出勤してパソコンに向かってぱりぱり仕事をこなされています。飲み会のあとでも、事務所から夜中にメールが届きます。いつ眠られているのだろうかと思議です。弁護士会では瀧上会長とともにダイバーシティのシンボリック存在です。休日は、家庭菜園に励んでいるそうです。いつか、収穫した野菜を戴きたいと思っています。

(遠藤 常二郎)

委任状問題から始まって

副会長 磯谷 文明 (46期)



昨年3月に日弁連総会における委任状問題が発生し、私たちの執行部は波乱の船出となりました。しかし、結果的には再発防止の手立てをしっかりと講じることができた上、これを機に、東弁での総会の在り方、ひいては意思決定の在り方について検討することができました。それが後半の代理人選任届に関する会則改正に結びつきました。会員1万人時代の会運営の在り方は、引き続き検討しなければならない重要テーマだと思います。

思い出に残ったことは多々ありますが、WCBL（世界

大都市弁護士会会議）は、間違いなくその筆頭でした。単位会が国際交流をする意義を疑問視する見方もありますが、世界の法曹は共通の課題を抱えており、その克服のために知恵を共有する必要があります。世界の大都市の弁護士会幹部が一堂に会するWCBLは、そのためにとても価値があるフォーラムであると感じました。短期的な結果を求めず、継続することが大切です。

担当する公設事務所は、依然重要な役割を果たしつつも、大きな岐路にさしかかっているように思われます。改革は緒に就いたばかりですが、残された任期を精一杯走り切り、次の執行部にバトンを委ねたいと思っています。

となりの副会長が見た 磯谷 副会長

磯谷副会長は、とにかく「まめ」です。理事者会での重要検討事項を事前にメールでごまめに相談され、自発的にノートパソコンで会議内容を記録されていたこともあり、大変助かりました。某筆頭副会長は、「イソちゃん。お願い♡」という起案を頼んでいましたが、嫌な顔一つせず進んで引き受けていましたし、語学堪能で多くの国際会議にも出席して対等に会話をされ、担当された法制委員会提出の膨大な意見書等も難なく理解されていて、我々理事者は自然と「プロフェッサー磯谷」と呼んで尊敬しておりました。大変お世話になりました。ありがとうございました。（榊原 一久）

「チームお上」の解散を迎えて

副会長 松山 憲秀 (46期)



副会長という任務の終わりが近づいてきました。一つ所に留まることを許されない東弁という巨人が、些かの支障もなく働き続けられるよう、引き継ぎを意識する日々です。思えば、「足せなくても引くことはないように」と、おずおずスタートした任期でしたが、漸く副会長職の意義が分かり始めた頃で退任となりそうです。会員の皆様には至らざるをお詫び申し上げなくてはなりません。

一方、個人的には収穫に溢れた1年になりました。日弁連常務理事兼務のお陰で、日弁連会長以下、日弁連執行部の方々や、全国から理事に選出された単位会会長・弁連代表の方々などの熱を間近で感じることができたことは、そのひとつでした。

しかし、なんといっても収穫の最たるものは「チーム

お上」の一員になれたことです。お気付きのとおり、瀧上会長の「上」に因んだチーム名です。「チームお上」のカラーは自由奔放です。この一年、メンバーとは、思ったこと、感じたことを、わだかまりなく表現して共に悩み、腹の底から笑い合いました。物事に終わりはつきものです。こんな屈託のないチームにも解散の時がやってきますが、きっと融通無碍にヒョイッと顔を合わせられるでしょうから、寂しさはありません。

この原稿を書いているのは2月初旬ですので、任期は2ヶ月弱を残しており、チームにも私にも、まだ乗り越えなくてはならないハードルが控えています。また、予想外の突発的事態が出来するかもしれません。しかし、2ヶ月後も、今感じている暖かい幸運感が損なわれる心配は要らないと思っています。

役柄を顧みず、勝手なことを書いてしまいました。お許し下さい。一年間、お支え頂きありがとうございました。

となりの副会長が見た 松山 副会長

松山副会長と私は、研修所の同期生ですが面識は無く、副会長に立候補することとなった時が初対面でした。容姿、物腰、話し方、とても品が良く、私が「松山御前」と名付けました。一緒にゴルフもさせていただくようになりましたが、こちらでは「求道者」としての一面を見せていただいております。

人に対して真正面から向き合い、愛情と思いやりをもって接する、とにかく良い男です。私にとって、もうちょっと早くお会いしたかった人であります。

（露木 琢磨）

1年を振り返って

副会長 露木 琢磨 (46期)



昨年4月に副会長に就任して以来、主に財務、会館、業務関係の委員会、情報・システムなどを担当いたしました。

財務については、12月の臨時総会において、一般会計から会館特別会計への繰入金額の変更の件を決議いただき、退職給付引当資産の積立基準の明確化について、2月の常議員会において決議をいただく予定としています。

会館については、外壁の補修、清掃工事、講堂（クレオ）の改修工事が今年中に行われることとなり、20

年目の大規模改修工事についても入札の準備が着々と進んでいるところです。

業務関係の委員会につきましては、各委員会の委員の皆様への献身的なご尽力に感心、いや感動した1年でありました。

情報・システムについては、2018年度に予定されている当会基幹システムのサーバー入替の概要、基本方針につき、9月の常議員会で説明をさせていただき、さらに今年度中に、契約の締結につきご承認をいただく予定です。

今までの弁護士業務においては、全く経験することができないようなことを、1年間にわたり、体験することができました。まことにありがとうございました。

となりの副会長が見た
露木 副会長

「チームお上」のチームカラーが自由奔放であることはご紹介しましたが、その象徴的存在が私の机右隣りに鎮座する露木琢磨副会長です。露木副会長の発想はまさに天衣無縫・縦横無尽。想定外の方向から飛んでくる矢の様な着想にはチーム一同、何度となく驚かされ、なるほどと思われました。

我がチームの漬物石？、剡上会長が「10年に一人の逸材」と評されたことに、異論など出よう筈ありません。

遊び心にも富み、行動力も破天荒な露木副会長ですが、人に対する暖かい想像力も兼ね備えていて、「よくもまあ、天はこんなにも魅力一杯なお人をチームに下されたもんだ」と手を合わせたくなる気分です。私は露木副会長を「露木の御大」と呼ばせて貰っていますが、御大とは、生命続く限り、戯れたいと熱望しています。

(松山 憲秀)

ご支援いただきありがとうございました。

副会長 榊原 一久 (48期)



気がついたら1年が過ぎていた、という感じの怒濤の一年間。副会長に就任してからの一年間は、弁護士会がきわめて多くの役割を担っていることを常に痛感する日々でした。人権擁護活動、市民に対する法的サービスの提供のほか、

会員へのサービス提供や懲戒を含めた会員に対する指導監督、様々な政策提言など、きわめて多岐にわたる活動を行っており、そして一つ一つの活動が例えばある面では市民へのサービス提供であると共に会員サービスであ

るという多くの側面をもって複雑に絡み合っている場面にも直面し、どちらの方向性を示せば良いのか悩ましい場合も大変多かったように思います。

私が副会長としての役割を十分果たしてきたかは心許ないところではありますが、東弁事務局の方々や会員の皆様に助けられて、悩み考えながら一年間を東弁内で過ごしてきました。様々な難しい課題に対して、日々熱心に業務に取り組んでいただいている東弁事務局職員の方々や委員会等の活動をされている会員の方々にはただただ頭が下がる思いです。

皆様本当にありがとうございました。

となりの副会長が見た
榊原 副会長

榊原副会長は、本当に頑張り屋です。ただでさえ忙しい副会長の業務に加え、裁判員裁判の弁護人を務め、司法試験の採点まで担当していました。遠藤副会長から、「ゴルフは、そのうち磯谷さんに追い越されるよ」などとかからかわれていますが、持ち前のガッツを考えると、決してそんなことはありません。

一方、末席として損な役回りでもありました。代表例が会計係。飲み会の会計はいつも榊原副会長にお任せです。挨拶などもいつも最後。でも、そういう立場をさらりとこなすところが立派です。

業務としては、会長肝いりの司法アクセス改善を担当したほか、大規模事務所の業務停止案件でも活躍し、頼りになる存在です。いつもバリっとした髪型で決めています。温泉に行くとポマードがとれると、ちょっとかわいらしい「素」の榊原さんに出会うことができます。

(磯谷 文明)

2017年度 外国人支援団体と弁護士との交流会

外国人の権利に関する委員会

委員 青木 正明 (65期)

幹事 宮本 克 (66期)

幹事 雨宮奈穂子 (65期)

幹事 岸 久美子 (69期)

研修員 針ヶ谷健志 (69期)

1 開会にあたって

2017年12月1日、師走の慌ただしい季節であったが、各種支援団体、人権擁護団体から多数の方々にお集まりいただき、外国人支援団体と弁護士との交流会を開催した。

2 全体講演会「信仰と外国人支援について」

(雨宮奈穂子幹事・岸久美子幹事)

今回の交流会は、「信仰と外国人支援について」とのテーマで、キリスト教（カトリック）とイスラム教の指導者にご講演いただいた。

(1) 宮島牧人氏【日本キリスト教団 原町田教会 牧師】

仮放免の身元引受人として、宮島氏の名前を見たことのある会員は少なくないだろう。

実際のところ、宮島氏は、仮放免の身元引受人を引き受けるだけでなく、牛久及び品川入管に収容中の外国人とコンスタントに面会を続け、被収容者の精神を直接支えている。宮島氏は1日に面会を行う被収容者の数は実に35人、面会時には相手の話をよく聞くということを心がけ、好きな食べ物の話をしたり、歌を歌ったりするという。単に布教活動では語り尽くせない、まさに国境と宗教を越えた人権救済活動であると感じた。最近では、宮島氏の活動は大学生にも影響を与え、難民救済を志望する学生達も被収容者との面会を行っている。

(2) ライス・スイディキ氏【戸田モスク イマーム】

被収容者がイスラム教徒であれば、仮放免中の住所とすることが多い「戸田のモスク」、ライス氏はその責任者かつ指導者である。

ライス氏が来日したのはなんと昭和48年、当時はすぐに渡米するはずが、「日本社会の相互扶助のあり方」に感銘を受け、戸田にモスクを設立し、今日に至る。

イスラム教の教えでは、「仕事がない人」「父がない人」「お金がない人」など、困っている人を助けることが当然の前提であるという。「人を一人殺すこと＝すべての人を殺すこと」であるように、「人を一人助けること＝すべての人を助けること」につながると説く。だからこそ、入管の被収容者ひとりひとりに手を差し伸べる。モスクに来る者には誰にでも門戸を開き、食べ物と寝る場所を施す。

目下のライス氏の願いは、「難民を働かせてほしい」。仮に仮放免で出てこられても仕事ができなければ、経済的困難に陥ることはもちろん、生きる目標も失う。日本の難民制度の問題を突きつけられたような気がした。

3 第1分科会「信仰と外国人支援について」

(宮本克幹事)

第1分科会では、信仰と外国人支援をテーマとして、意見交換が行われた。

最初に、信仰を理由とする差別的取り扱いに関し、個人通報制度の事例について報告が行われた。

その後、仮放免中のムスリムに対する入国管理局の監視体制が近年強まっているとの報告があった。他方、仮放免者全体として、入国管理局による管理体制がより一層強化されている印象があるとの意見もあった。なお、仮放免者については労働が許可されておらず、必要最低限の生活保障がない点について改めて問題提起が行われた。

その後、信仰と外国人支援について情報交換が行われた。各地方教会やモスクから、牧師等が入国管理局に出張し、

被收容者の面談相談をする例、ミサや礼拝を行う例が多数報告された。また、被收容者からは、弁護士、保証人、住所の斡旋を依頼されることが多いとのことであり、支援の内容は多岐にわたっていることが確認された。面談の意義は、宗教活動としての側面よりも心のケアにあるとの意見が印象的であった。

また、被收容者や仮放免者同士は、宗教が異なっても連帯感があるとの意見があった。他方、支援者側も、モスクで、キリスト教徒の仮放免者を受け入れた例が報告されるなど、宗教の違いを問わず支援している例が多数報告された。

宗教家による外国人支援の実績・意義の大きさが確認されるとともに、人権保障という共通項のもと、様々な支援者が相互に連携して支援にあたることの重要性が感じられ、大変有意義な分科会であった。

4 第2分科会「留学生に関する諸問題」

(青木正明委員)

第2分科会では、昨年に引き続き、日本語学校留学生の教育・生活に関わっておられる各種団体の方々に多数ご参加いただき、留学生の生活状況やトラブルの相談等について活発な事例報告、意見交換が行われた。

とりわけ、近時、日本語学校留学生の不法就労の実態がマスコミ等でも度々報道され、社会的関心も高まっている。本分科会の冒頭でも、当委員会の石部尚委員より、留学生の数は増加の一途をたどる中、出稼ぎを主たる目的とした留学が増加し、不法就労、会社や日本語学校における留学生の不当な取り扱いが横行しているとの問題意識が示され、この点が中心的なテーマとなった。

報告の一例として、留学生の生活状況に関し、長時間労働のため睡眠もほとんど取れておらず、授業中に寝ているため日本語の習得に支障をきたしている、留学生の日本語能力が一向に上がらずコミュニケーションが取れないという問題がしばしば起きているとの報告があった。

また、近時は日本語学校が問題のある留学生に対して厳しい対応をするケースが増えており、警察に逮捕されただけ

でも退学処分とする、転校を一切認めない、前払いした授業料を返さない等の問題が複数報告された。

ところで、これらの法律問題に関して、留学生が自ら関係各機関等に相談に行くことは依然として少ないようであり、周囲の日本人が気づいて相談窓口につなぐというケースが多いとの報告や、弁護士からも積極的に働きかけてもらいたいとの要望があった。今後とも法律相談等の制度の周知活動はもとより、関係各機関と連携を取りながら、より能動的な留学生へのサポートが望まれる。

5 第3分科会「差別とヘイトスピーチ」

(針ヶ谷健志研修員)

第3分科会では、差別とヘイトスピーチをテーマとして、会員からの報告と参加者による意見交換が行われた。

まず、分科会の冒頭、ヘイトスピーチの実態を参加者で共有するため、実際に行われたヘイトスピーチの映像が流された。

次に、当委員会の李世燦委員による基調報告が行われた。報告の内容は、ヘイトスピーチを目の当たりにした方々の聞き取りを行った法務省の調査、人種差別撤廃条約や諸外国におけるヘイトスピーチに関する立法内容、日本のヘイトスピーチ解消法の問題点、関連する裁判例等である。

意見交換では、近年外国人を排除するような傾向がみられるとの意見、ヘイトスピーチに対して恐怖や疑問を感じるなどの意見、ヘイトスピーチを解消するためには教育の役割が重要であるが、現状では十分とはいえない、といった意見が出された。また、ヘイトスピーチに関する立法について、ヘイトスピーチ解消法は不十分な内容を含みつつも、裁判例で言及されるなど一定の成果を上げているとの意見や、本来であればヘイトスピーチ禁止法を制定すべきであるが、これが実現されていないため、自治体においてヘイトスピーチ禁止条例を制定する意義が大きいの意見も出された。

最後に、当委員会の殷勇基委員から、ヘイトスピーチが行われる背景には歴史等様々な事情があること、今後ヘイトスピーチをなくしていくためには、教育を含めた活動が重要になるとの意見が出され、本分科会は終了となった。

2018年度 東弁役員等選挙 次期会長は安井規雄会員

2018年度東弁会長、副会長、監事、常議員及び日弁連代議員の選挙が1月29日に公示され、2月9日に投票が行われた。

東弁会長は選挙が行われた。また、副会長、監事、常議員及び日弁連代議員は定員を超えず無投票となった。

同日行われた日弁連会長選挙（2018年度・2019年度）には、武内更一候補（当会）、菊地裕太郎候補（当会）が立候補し、菊地会員が当会第1位の得票を得た。全国単位会の集計結果により、同候補が当選となった。



2018年度新執行部

東弁役員選挙結果

■会長選挙 投票

当選 安井 規雄（34期） 2408票
次点 富田 秀実（34期） 2126票
投票率55.714% 有権者数8226人

■副会長選挙 無投票当選・立候補届出順

石黒 美幸（43期）
海野 浩之（45期）
市川 充（47期）
坂口 禎彦（46期）
石原 俊也（47期）
道 あゆみ（47期）

■監事選挙 無投票当選・立候補届出順

黒崎 隆（50期）
大八木葉子（50期）

※常議員、日弁連代議員名簿はLIBRA4月号に掲載予定

INFORMATION

「春季法律相談担当者ガイダンス」のお知らせ

下記のとおり、春季法律相談担当者ガイダンスを開催します。

本ガイダンスは、各法律相談センターで相談をご担当いただくにあたっての注意事項、受任審査の手続き、報酬審査基準等について十分なご理解をいただくためのものです。

本ガイダンスの出席状況は、2019年度法律相談担当者の選任において斟酌させていただきます。本ガイダンス及び本年秋に実施予定の秋季法律相談担当者ガイダンスのうち1回以上の出席が無い場合には、担当者に選任されないことがありますのでご承知おきください。

- ※1 開始時刻より10分を過ぎましたら、受付を終了します。10分を超える遅刻は、認められませんので、余裕を持ってご来場ください。
- ※2 当日配布する受講報告書の提出が無い場合、出席とみなしません。

日 時：2018年3月26日（月）午後3時～4時45分／4月17日（火）午後3時～4時45分

場 所：弁護士会館2階クレオ

詳細はこちら <https://www.toben.or.jp/members/iinkai/soudan/news/326417.html>

*問い合わせ先：法律相談課 TEL.03-3581-2206

1 政府は、2017年12月5日、長距離巡航ミサイルの導入に関する調査・研究費用を次年度予算に計上することを明らかにした。そして、同月10日、小野寺防衛大臣は、記者会見において、長距離巡航ミサイルの正式導入の方針を明らかにしたうえで、敵基地攻撃を目的とするものではなく、あくまで安全保障環境変化に対応するための装備であり、専守防衛に反しないとの認識を示した。

しかしながら、これは、自衛隊の性質を根本から変更するものであり、憲法上極めて重大な問題である。

2 これまで政府は、憲法9条の下、「専守防衛」を我が国の基本的な防衛戦略とし、「性能上専ら相手国国土の壊滅的な破壊のためにのみ用いられる、いわゆる攻撃的兵器を保有することは、直ちに自衛のための必要最小限度の範囲を超えることとなるため、いかなる場合にも許されない。たとえば、大陸間弾道ミサイル(ICBM)、長距離戦略爆撃機、攻撃型空母の保有は許されない…」*1とし、それら例示した兵器に限らず、他国に脅威となるような攻撃的な装備を導入してこなかった。実際に、イージス艦その他の艦艇及び航空機に、対地攻撃能力を持つ巡航ミサイルを搭載していない*2。自衛隊は、世界第8位の防衛費を費やし、米中口に次ぐ規模の艦艇を保有しているものの、これまで他国領土に対する戦力投射（パワープロジェクション）を行う能力を持たなかったと言える*3。

3 しかし、今般、導入が検討されている航空機搭載の長距離巡航ミサイル*4は、いずれも射程500kmから900kmで対地攻撃能力を有しており、これを用いると、公海上から他国の内陸部の基地等を攻撃することが可能となる。

このような長射程対地巡航ミサイルの装備は、自衛隊が、その設立以来自らに課してきた「専守防衛」の制約を実質的に放棄して、米海軍同様の戦力投射能力を有することを意味する。

そして、戦力投射能力を有する自衛隊の「実力」

「防衛力」は、周辺諸国にとっては潜在的「攻撃力」にほかならず、周辺諸国に脅威を与えるもので、東アジアにおける軍拡競争を激化させるおそれがある。

4 政府は、離島防衛を目的として長射程巡航ミサイルの必要性を主張し、また、与党議員の中には1956年鳩山内閣の敵基地攻撃論を援用しつつ敵基地攻撃能力が必要だとする意見もある。

しかし、鳩山内閣の敵基地攻撃論は法理論上のいわば教室事例であって、国際法上違法な先制予防攻撃とならずに実施することはほぼ不可能である*5。結局、これらの見解は「防衛の為に攻撃能力が必要だ」として相互に軍拡する「安全保障のジレンマ」に陥るものでしかない。また、現在及び将来の我が国が周辺諸国との軍拡競争に耐えうとは思われず、攻撃的装備の導入による安全保障は、長期的に維持不可能である。軍事的必要性と優位の確保のみを考慮した安全保障は、破たんするまで軍拡と侵略を続けた日本帝国の誤りを繰り返すものでしかない。

5 さらに、2017年末には、時事通信社をはじめ複数の報道機関により、政府がヘリコプター護衛艦「いずも」の改装によるステルス機F-35Bの運用を検討中である、との報道がされた。防衛大臣は記者会見で否定しているところではあるが、もし空母を保有するならば、自衛隊は、東アジア全域で迎撃困難なステルス機から長射程巡航ミサイルを発射する奇襲攻撃能力までも備えることとなる。

6 目的のいかに関わらず、周辺諸国に脅威となりえ、軍拡競争を誘発するような攻撃的装備の導入は、憲法前文及び9条の恒久平和主義に反するだけでなく、9条2項の戦力放棄を空文化するもので、違憲の「戦力」に該当する疑いが強いと言わざるを得ない。

憲法の趣旨をないがしろにしたまま、国民的な議論なしに基本的な防衛戦略を変更し、攻撃的装備を導入する動きに対して、疑問と反対の声を上げるべきである。

* 1 : <http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/seisaku/kihon02.html> [2. 憲法第9条の趣旨についての政府見解] 等

* 2 : 陸海空の各自衛隊は射程100km～170kmの対艦攻撃能力を持つ巡航ミサイルを装備しているが、それらは対地攻撃能力を持たないとされる。同盟国が攻撃的的能力を持つことを抑制する米国の方針も影響している。

* 3 : 護衛艦の艦砲（射程30km～40km）や、戦闘機搭載の誘導爆弾による対地攻撃能力はあり、空中給油機を併用すれば他国沿岸部への攻撃は一応可能だが、対象に接近せねばならず現実的でない。防御された内陸部への攻撃は実質的に不可能である。

* 4 : 米ソ間のINF全廃条約（1987年）のため、地上発射形式の長距離巡航ミサイルは一部の独自装備に留まっている。

* 5 : 相手国による先制攻撃の着手または意思決定の客観的証拠を確保した上で、その実施基地を先に攻撃する必要がある。

OKINAWA

第14回 核兵器の危機にさらされていた沖縄の歴史

人権擁護委員会 沖縄問題対策部会 委員 滝沢 香 (40期)

1 核兵器の廃絶に歩み出した世界

2017年7月7日、国連で122か国の賛成によって核兵器禁止条約が採択された*1。前文で、被爆者の「受け入れ難い苦悩と被害」に留意すると明記し、「核兵器の製造や配備、実験、移譲」も禁止し、「こうした活動を支援、奨励する行為」も禁じ、「使用による威嚇」も禁じた。しかし、唯一の被爆国であり、核兵器をつくらない、持たない、持ち込ませない非核三原則を国是とする日本は、同条約の交渉開始に反対票を投じ、採択の会議には代表を出席させなかった。2017年のノーベル平和賞は、核兵器廃絶のキャンペーンに取り組むICAN（核兵器廃絶国際キャンペーン）が受賞した。世界は核兵器の廃絶に踏み出そうとしている。

2 「NHK スペシャル沖縄と核」の衝撃

2017年9月にNHKが放映した「スクープドキュメント沖縄と核」（同年12月19日に拡大版放映）は大きな衝撃を与えた。占領下の沖縄が核兵器によって危機にさらされていたことを関与した元米軍人等の克明な証言を交えて伝えた。なお、占領下の沖縄に核兵器があったことは2015年にアメリカ政府自体が認めている。

ソ連とアメリカの核開発が熾烈化するなかで、1950年代になってから沖縄に核兵器が配備されるようになり、伊江島ではLABS（低高度爆撃法）の訓練が繰り返された。1954年のビキニ環礁での水爆実験による第五福竜丸事件で本土の反核感情が強くな

り、沖縄には海兵隊の移転と核配備が進み、沖縄の人々は、何も知らされないまま、核兵器と隣り合わせの生活を送っていた。

同番組が入手した「沖縄ミサイル防衛計画」によれば、ソ連からの核弾薬庫への攻撃に危機感を抱いていたアメリカが配備を進めていた迎撃用地対空ミサイル「ナイキ・ハーキュリーズ」の事故によって大惨事に繋がりがかねない事態が起きていた。1959年6月、那覇に隣接する場所で、訓練の際、一人の兵士が操作を誤ってブースターが点火され、ナイキは水平に発射して海へと突っ込んだ。そのミサイルに「核弾頭は搭載されていた」と証言された。

1960年代に入るとアメリカは核兵器であることを隠してさらに強力な核ミサイルであるメースBの発射基地の建設を進めた。琉球政府から日本政府への配備中止についての協力要請に対して、日本政府はアメリカに配備の隠蔽を求めていた。1962年のキューバ危機では、アメリカは核戦争の準備体制を宣言し、沖縄に配備されたメースBは中国をターゲットに発射体制が整っていたと語られた。沖縄は核戦争の瀬戸際に立たされていたのだ。1967年のピーク時には沖縄の核は1300発を超えていたとされる。

3 沖縄県から外務省への質問

この番組の内容を受けて、沖縄県は最新の事実関係を確認する必要があると判断し、2017年9月26日、外務省沖縄事務所宛に、①本土復帰前の沖縄に核兵器は配備されていたか、②本土復帰時に沖縄に配備されていた核はどのような方法で撤去されたか、

*1：日弁連は、2017年6月6日付「『核兵器禁止条約』の早期実現を求める会長声明」で、日本政府に対して、原子爆弾の投下による被害を受けた唯一の被爆国として、「核兵器禁止条約」の実現に向けて積極的な役割を果たすよう求め、国連にNGOとして代表派遣をした。

③復帰前に1300発の核があったと報道されているが事実か、④1959年の核ミサイル誤発射についての事実関係、⑤現在、沖縄に核兵器は配備されているか、⑥有事の際は沖縄に核兵器を持ち込み可能とした「核密約」に関する外務省の見解などの質問を送った。外務省は、同年11月24日に「現時点で沖縄に核兵器が存在しないことは何ら疑いがない」「復帰以前の核配備は承知していない」と回答をした。日米安保条約が正常に機能しているなら核持ち込みに事前協議が必要であり、事前協議がないなら核がないという従来からの見解によるものである。

4 沖縄返還と核をめぐる「密約」

1972年の沖縄返還にあたって沖縄から核は撤去されたとされている。佐藤栄作首相とニクソン大統領の会談では沖縄の「核抜き本土並み」返還で合意し、日本政府は沖縄に核が持ち込まれることはないと説明していた。しかし、佐藤首相は有事の際の核の持ち込みを容認する密約を結ぶことを合意していた。

この密約をめぐるのは、2009年に鳩山内閣において、外務省内に調査班、省外の有識者委員会が設置された。調査の対象となった密約は4項目であり、そのなかに、沖縄返還時の、有事の際の核持ち込みに関する「密約」も含まれた。

2010年3月9日、外務省と有識者委員会は「いわゆる『密約』問題に関する調査結果」を公表した。

米側が核再持ち込みの事前協議を提起する場合、日本はこれを承認するとして「合意議事録」は外務省からは発見されず「密約」はなかったとした。しかし、佐藤元首相の遺品に署名入りの「合意議事録」が残されていたことを認定した。有識者等では、佐藤政権以後の拘束力、米側での引き継ぎについて不明であることなどが議論となった*2。

5 沖縄と核は 現在も考えなくてはならない問題

政府が普天間飛行場の代替施設として建設を強行しようとしている辺野古新基地は1800メートルのV字滑走路2本と水深の深い大浦湾に強襲揚陸艦も接岸できる軍港を有することが予定されている。隣接するキャンプ・シュワブには、復帰前には核兵器が保管されていた可能性がある辺野古弾薬庫があり、そこに何が保管されているかについて政府は明らかにしていない*3。

新たな基地の建設は、占領下で日本の非核三原則の適用が排除され、アメリカの核戦略に取り込まれた沖縄にとって、様々な懸念をもたらすことになる。

かつて沖縄の米軍基地は、本土の強い反基地感情のもとで拡大をしていった。そして、沖縄は核兵器の脅威にさらされていたのだ。沖縄に集中する米軍基地の問題は、改めて日本全体が真摯に向き合わなければならないことである。

*2：非核三原則と核密約論議～反核と核の傘のはざま～／外交防衛委員会調査室 岡留康文／立法と調査2010.10 No.309

*3：沖縄選出の糸数慶子参議院議員が提出した「沖縄における核兵器貯蔵を懸念する声に答える観点から、外務省及び防衛省は、嘉手納弾薬庫、辺野古弾薬庫等への沖縄県当局等による立ち入りを実現するべきである」と考えるが、現在どのような調整を行っているのか、米軍との調整状況も含めて示されたい。嘉手納弾薬庫及び辺野古弾薬庫の施設規模、構造、貯蔵弾薬の量、種類等について、日本政府の承知しているところをそれぞれ明らかにされたい」との質問書に対して、2017年11月24日付で安倍首相は嘉手納弾薬庫および辺野古弾薬庫の「構造、貯蔵弾薬の量、種類等」については、米軍の運用に関するものであり答えることは差し控えたいと回答した。

近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第60回 広島高裁平成23年6月23日判決

(U社(性同一性障害・解雇等)事件(控訴審)／労判1148号73頁)

性同一性障害の意識を強く抱く従業員が起こした社内トラブルを理由とする解雇を違法としたが、その後の従業員の自殺については会社の責任を否定した事例

(原審：山口地裁岩国支部平成22年3月31日判決，上告審：最高裁平成24年3月9日決定＝上告不受理)

労働法制特別委員会委員 清水 徹 (62期)



1 事案の概要

本件は性同一性障害の意識をもつ女性Kが、先輩女性従業員Tに対し恋愛感情を告白したことによって職場に混乱が生じたため、会社(U社)がKを解雇したところ、Kが解雇無効の仮処分の申立て手続中に自殺したという事案である。

Kの遺族がU社に対し損害賠償を求めて提訴した結果、一審は解雇の違法性を認め、U社に対し違法解雇を理由に200万円の慰謝料の支払いを命じた。もっとも、TのKに対するいじめや解雇と自殺との相当因果関係については否定したため、遺族側のみが控訴した。

本件控訴審では、①TのKに対するいじめの有無及びいじめと自殺との因果関係のほか、②U社の安全配慮義務違反・本件解雇による死亡との因果関係が争点となったが、いずれも否定され、控訴は棄却された。

2 事実経過

U社は資本金2億7000万円、従業員500名を超える株式会社で、本店のほか全国各地に店舗や工場を有している。KはU社でアルバイトとして勤務した後、平成20年8月に正社員として採用され、U社のB部に配属された。B部には担当部長の下、T、C、Kの3名が配属されていた。Kは間もなくしてTに特別な感情を抱くようになり、性同一性障害で悩んでいることや、同年11月4日と6日に社内でリストカットしたこと、Tに特別な思いがあること等をCに話した後、同月7日、直接Tに告白した。Tは従前からKにつきまといられていると感じていたこともあり、この告白によって強い精神的衝撃を受けた。Tは、担当部長に対し、Kとは一緒に勤務できないとして会社を退職する意向を示し、Kを別部署に配転させるといふ担当部長からの提案にも納得しなかった。また、CもTが退職するなら自分も退職せざるをえないとの意向を示した。

その後、担当部長とK・T、Cとの間で話し合いが行われ、KはTらに迷惑を欠けていることを謝罪し、自己都合退職する意向を示した。しかし、Kは代理人弁護士を選任して退職意思を撤回したため、U社は同月21日、Kを普通解雇した。なお、Kは代理人選任後の同月18日、自宅で自殺未遂を起こしていたが、Kの家族はこの事実を秘していた。

Kは同年12月1日に従業員たる地位の仮処分の申立てをしたものの、仮処分手続中の平成21年1月に自殺した。

一審では、本件解雇の効力及び自殺と本件解雇との因果関係が主たる争点とされ、本件解雇についてはU社が広域の配置転換を十分に検討した形跡がないことから解雇権の濫用にあたり無効であるとし、U社に対し不法行為責任に基づき慰謝料200万円の支払いを命じた。もっとも、自殺と本件解雇との因果関係については、人的関係の毀損という事情が解雇による失職そのものよりも大きく作用していた可能性を否定できないとして、これを否定した。また、Tの不法行為責任についても、本件解雇がTの支配領域外の出来事であることを理由に否定した。

一審判決に対してはKの遺族のみが控訴したことから、控訴審ではTの言動の違法性、U社のK死亡に対する責任の有無のみが審理の対象とされた。

3 主な争点

- (1) Tの不法行為責任及びこれに対するU社の使用者責任
- (2) U社の安全配慮義務違反を理由とする債務不履行責任または不法行為責任

4 判旨

(1) 争点1について

Kの恋愛感情の告白態様から、Tは大きな精神的

衝撃を受け、強い恐怖心や不安感を覚えたとし、またTが部長から本社にKを配置転換させるとの妥協案に対し賛成しなかった点についても、本社が勤務店舗から120m程度しか離れておらず、業務上も関連性が高く頻繁に接触の機会があったことから精神的衝撃の高さに照らして無理からぬものといえることができると判示した。

その上で、Kが退職しないのであれば自分が退職する旨述べる等のTの言動はKに誘発されたものであって、Kに対する嫌がらせでないいじめであると評価することはできないとしてTの不法行為の成立を否定し、U社の使用者責任についても否定した。

(2) 争点2について

①Kのリストカットは本件告白の決意を固めるためのものというべきであり直ちに自殺に結びつくものということはできないこと、②U社がKのリストカットや性同一性障害を認識していたとしてもKの自殺未遂やその後の心身状態悪化の事実はU社に伝えられていなかったことから、本件解雇によりKの心身の状態が悪化して自殺に至る可能性まで予見することは困難であったこと、③嫌がらせでないいじめは存在しないこと、④U社が退職を強要したということできないこと、⑤Kの負っていた心理的負荷の主たるものは本件解雇に伴うものというよりも、良好な人間関係が崩れたことによるものであること等を理由に、安全配慮義務違反及び本件解雇とKの本件自殺との間の相当因果関係を否定し、U社に対する債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償請求はいずれも理由がないとした。

5 検討

(1) 性的マイノリティ対応の困難性

本件は自殺した当事者が、性同一性障害（心の性と身体の性が一致しない性別不調和の状態。英：Gender Identity Disorder, GID）の意識を抱く者であったため、

新聞報道等でも大きく取り上げられた。近時、わが国においても職場でのダイバーシティが注目され始めており、今後の人事管理のあり方や弁護士の事案対応等において多くの参考となる。

地裁と高裁の事実認定からは、U社としてはKを解雇するまでに一定の真摯な対応を取っていたことが窺われるものの、一審判決は解雇権濫用に対する慰謝料として比較的高額である200万円の支払いを命じている。

性的少数者に対する差別の撤廃と職場環境の調整は重要な課題である。日本経済団体連合会の提言である平成29年5月16日付「ダイバーシティ・インクルージョン社会の実現に向けて」の中では、調査対象企業のうち42.1%がLGBTに関して何らかの取り組みを実施しているとの報告がなされている。

(2) U社の安全配慮義務違反、解雇と自殺の因果関係について

本件においてはいずれも否定されているが、本件のようなケースでの不用意な言動や解雇が当事者に計り知れない精神的衝撃を及ぼす可能性があることに留意すべきであって、今後の類似事件における自殺可能性等の一つの判断指標になると考えられる。

なお、職場での嫌がらせ・いじめによる自殺について使用者の責任を認めたリーディングケースとして、川崎市水道局事件（横浜地裁川崎支部平成14年6月27日判決、東京高裁平成15年3月25日判決）、誠昇会北本共済病院事件（さいたま地裁平成16年9月24日判決）がある。いじめ自殺訴訟においては、①安全配慮義務の懈怠、②事実に因果関係、③自殺についての予見可能性の存在、の3要件が検討されるが、本判決は①に関し安全配慮義務の具体的内容を定義づけることなく、また③の自殺についての予見可能性がないことを理由に①の安全配慮義務自体を否定しているため、上記判断枠組みとはやや異なる印象を受ける。

東と弁往來

第56回 法テラス秩父法律事務所



会員 小熊弘之 (66期)

2013年に弁護士登録し、東京弁護士会に入会。2014年より1年間、渋谷パブリック法律事務所にて養成を受け、2015年から3年間、法テラス秩父法律事務所にて勤務。2018年より、東京パブリック法律事務所にて勤務。

法テラス秩父法律事務所
(埼玉県秩父市)

1. はじめに

私は、当会の公設事務所である渋谷パブリック法律事務所にて1年間の養成を受けた後、3年間法テラス秩父法律事務所（以下、「法テラス秩父」といいます）に赴任しました。今回は、法テラス秩父の活動や赴任中の経験などを皆様にご紹介させていただきたいと思っております。

なお、私は平成29年末に任期満了に伴って法テラスを退職し、現在は、当会の公設事務所である東京パブリック法律事務所にて勤務しております。

2. 秩父地域の特徴

秩父は、パワースポットである三峯神社や芝桜の咲き誇る羊山公園などを有する関東でも有数の観光地です。昨今は、テレビの特集やCMなどでも取り上げられており、ご存知の方も多いかと思います。とりわけ、毎年12月2日・3日には、平成28年にユネスコ無形文化遺産に登録された秩父夜祭が開催され、大変な賑わいを見せております。夜祭となると事務所のメンバーも事務所へ参集し、関係機関の皆様や東京・熊谷などからお越しのお客様方と、秩父の地酒などを酌み交わしながら、屋台を見物しました。

司法に目を向けると、秩父にはさいたま地方・家庭裁判所秩父支部と秩父簡易裁判所が設置されており、人口約10万人の地域を管轄しています。もっとも、家裁・地裁の裁判官は常駐しておらず、熊谷支部から派遣されてくるため、開廷日は水曜日と金曜日の週

2回と限られています。そして、上記管轄地域を、法テラス秩父の3人と、秩父市内で開業している弁護士2人の計5人の弁護士がカバーしているという状況です。このように、弁護士数が限られているため、相談予約の段階で利益相反が判明するケースも日常的にあります。したがって、未だ司法過疎は解消していない状況にあるといえるでしょう。

3. 法テラス秩父での活動

(1) 事件について

法テラス秩父は、常勤弁護士3人、事務局職員3人の6人で運営しています。法律事務所の少ない地域に設置されたいわゆる7号事務所であるため、都市型の法テラス法律事務所と異なり、民事法律扶助事件に限らず、資力基準をオーバーした方や法人の事件も幅広く受任しています。もっとも、件数としては、民事法律扶助事件の割合が多かったです。

事件類型としては、一般の町弁事務所と同様に債務整理と離婚・相続等の家事事件の割合が多いですが、民事事件の中では、登記や境界を巡る紛争などの不動産事件が比較的多い印象でした。これは、都内と比べて土地や山林などの不動産を所有している方が多いことに由来するのだらうと思います。また、刑事事件も、窃盗や薬物事犯などの国選事件がコンスタントに配点されておりました。このように、多様な事件を経験できるのは、7号事務所の醍醐味だと思います。

法テラス秩父は、事務所へ直接、相談予約の電話



秩父夜祭の様子

がかかってくるのですが、予約の電話は毎日のように鳴っていました。このため、受任事件もそれなりに増えていき、多いときは60件以上にはなっていました。振り返ってみれば、日々の事件処理に追われていたら3年が過ぎていたという印象です。

ただ、そうした中でも特に印象に残っているのは、対応困難な案件です。法テラスの法律事務所はこれまで弁護士にアクセスできなかった方々へ広く法的サービスを提供するという趣旨で設置されております。したがって、採算が採れないなどの理由で一般の弁護士が積極的に受任しにくい事件についても受任するケースがあります。

例えば、帰国を希望する不法滞在の外国人からの依頼を受け、何度も東京にある領事館や入国管理局に赴いて協議を重ねた結果、収容されることなく帰国にこぎ着けたという事件がありました。その依頼者は、体調が思わしくなかったために、医療関係者の皆様の協力を得ながら手続を進め、ようやく帰国することができました。自分がやらなければ帰国できないという使命感もあり、帰国が叶ったときは達成感がありました。それと同時に、こうした不採算事件に時間を費やすことが許される環境というのはありがたかったです。

このように、法テラス秩父での執務は、日々、多くの事件に追われつつも、時には不採算で対応困難な事件に取り組むこともできるという充実したものでした。

(2) 連携活動について

法テラス秩父では、上記のような事件処理以外にも、病院等の医療機関との連携活動が盛んに行われてきました。具体的には、医療機関者の皆様と弁護士とで勉強会を開くなどして関係を深めつつ、病院患者や介護施設の利用者などの方々が法的問題に直面すれば、医療関係者から弁護士に繋いでもらい、協力し合いながら支援していくというものです。

私自身もこの活動を引き継ぎ、医療関係者の皆様には、勉強会の講師として呼んでもらったり、「連携強化会議」と題する懇親会に参加させてもらったりと親しくしていただきました。こうした活動を通して感じるのは、やはり、「顔が見える関係」が大事だとい

うことです。単に、あそこに法律事務所がある、弁護士がいるというだけでは、問題が生じたときに「相談しよう」ということに結びつきません。「あの人」に相談してみようと顔が思い浮かぶことが大事なのだと思います。実際、勉強会の会場で個別の相談を受けることもありましたし、勉強会後は電話による問い合わせも増えました。こうした機会を得るためには、ただ事務所にいるのではなく、現場に足を運ぶのが一番の近道なのだと思います。そして、こうした活動が、これまで法的サービスを受けることができなかった方々への支援を広げていくきっかけになるものと確信しております。

このような連携関係は、関係機関の方々と法テラス秩父の歴代スタッフ弁護士が長年かけて築き上げたものです。今後もこの良好な関係を途切れさせることなく、バトンを繋いでいってもらいたいと思うと共に、私自身、新しい環境でも、関係機関の皆様と同じように良好な関係を築いていけたらと思っております。

4. おわりに

法テラス秩父に赴任するときは、3年間というのは途方もなく長い期間のように感じられました。しかし、振り返ってみればあっという間でした。私は、任期満了で法テラスを退職しましたが、弁護士1年目に渋谷パブリック法律事務所で充実した養成を受けることができ、赴任後は、ご紹介したような充実した時間を過ごすことができました。そして、現在は法テラス在職中にご指導いただいた当会の会員の方々のおかげで、再び公設事務所に戻ってくることができました。弁護士としてのスタートをこのように充実した環境で迎えられたことに、感謝しております。

この記事により、会員の皆様に法テラスの司法過疎地での活動を知っていただき、とりわけ、若手会員の皆様に地方赴任への興味を持っていただけましたら幸いです。

第72回

地方の若手弁護士に聞く ～拡大版！札幌弁護士会 編～

新進会員活動委員会委員 井上 裕貴 (68期)

新進会員活動委員会では、全国各地の弁護士会の若手弁護士との意見交換会を定期的で開催しています。今回は、拡大版第6弾として、札幌弁護士会の若手弁護士の方々に札幌の若手弁護士の実情を伺いました。

— 札幌弁護士会での若手弁護士に対する支援制度の状況について聞かせて下さい。

●研修全般について

まず、若手支援に関しては、札幌弁護士会では研修制度が非常に充実しています。札幌弁護士会では新規会員になった際、義務的な研修として、労働事件の研修や家事事件の研修等の様々な研修があります。

●模擬相談研修

義務的なものではないですが、登録1年目及び2年目の弁護士を対象とした「模擬相談研修」も存在します。この「模擬相談研修」では模擬法律相談を行った後、期が上の弁護士からアドバイスをいただける研修になっています。

●フォローアップ研修について

この他、札幌弁護士会では新規登録弁護士を対象に、登録1年目の11月頃、「フォローアップ研修」を行っています。フォローアップ研修では、登録後約1年が経過する時期にこの間自分がどう成長したかを確認し、1年を振り返ってもらうという研修です。

●刑事事件について

さらに、刑事事件に関しても「刑事弁護チューター制度」が存在し、期が少し上の先輩弁護士と班を組み、分からないことがあればメーリングリストで先輩弁護士にアドバイスを聞ける体制になっています。この「刑事弁護チューター制度」は登録2年目までの弁護士が対象になっています。

●法律相談センターについて

若手支援とは少し異なるかもしれませんが、札幌弁護士会には民事事件の「法律相談センター」があります。登録1年目の早い時期から、「法律相談センター」に寄せられた

市民の法律相談に先輩弁護士と同席し、先輩弁護士と事件を共同受任することができる場合があります。なお、「法律相談センター」の法律相談名簿に掲載されるためには、2年に1度研修を受けなければなりません。

●パワーハラスメント・セクシャルハラスメント相談窓口について

業務の関係での若手支援とはやや異なりますが、札幌弁護士会には、パワーハラスメント・セクシャルハラスメントに関する相談窓口があります。

— 若手弁護士の就職状況・勤務状況はいかがですか。

●就職状況・勤務状況

札幌弁護士会の場合、いわゆるノキ弁は非常に少なく、ほとんどの新規登録弁護士は勤務弁護士として法律事務所にも所属します。

即時独立弁護士に関しては、67期から毎年1人か2人程度存在します。

札幌弁護士会では、ほとんどの法律事務所では勤務弁護士もいわゆる個人事件を行うことができます。その場合には基本的には売上の何割かを事務所に経費として納めなければならないようです。

なお、札幌弁護士会では、勤務弁護士経験後の独立に関しては、新たに事務所を設立するといういわば「純粹な形での独立」の例は少なく、就職した事務所でパートナーになるか、就職した事務所を引き継ぐという形が多いようです。

●インハウスローヤーについて

札幌弁護士会所属の弁護士にもインハウスローヤーがいますが、現在、札幌弁護士会全体で数人程度のようです。



札幌弁護士会の皆さんと

— 刑事事件について

札幌弁護士会では、国選事件は2ヶ月に1件程度、年間で約5～6件配点される印象です。名簿の種類としては札幌地裁本庁管内の通常の名簿と、「遠距離名簿」という2種類が存在します。

この「遠距離名簿」については、事件配点の当日、「遠距離名簿」に登載されている弁護士に問合せがあり、接見可能な弁護士が受任するという運用になっています。

なお、札幌弁護士会では、弁護士会内で刑事事件の判決の量刑について情報を共有しており、これは全国でも特徴的だと思います。どのように量刑データを共有しているかというと、刑事国選事件終了後、各弁護士が弁護士会に対して報告書の提出を行い、事務局がどのような事件でどのような量刑の判決が下されたかについてデータベースの作成を行っています。札幌弁護士会の会員であれば、そのデータベースをホームページからPDFでダウンロードすることができます。

— 法律相談について

札幌弁護士会では一般法律相談、離婚法律相談、債務整理法律相談、労働法律相談、高齢者向け法律相談のように名簿が分かれているのが特徴です。弁護士によって登録している法律相談名簿の種類は異なりますが、総じて、少なくとも2ヶ月に1度くらいから年に10回くらいは法律相談名簿から法律相談の割当てが受けられます。

札幌弁護士会の場合、2013年頃から法律相談が無料となったため、2013年以前と比べると受任率は高くありません。正確なデータはありませんが、受任率に関しては、クレサラ相談を除くと5件に1件程度のようなようです。なお、いわゆるクレサラ相談については、こちらも正確なデータはありませんが、法テラスの代理援助を使えば約2件に1件は破産や任意整理を行う形での受任に繋がるようです。

— 後見人・管財人業務について

札幌弁護士会では、登録直後から後見人登録名簿に載ることができます。破産管財人についても2015年までは登録1年目の終盤から名簿登載が可能でした。現在、破産管財人については登録3年目から名簿登載と要件が変更になっていますが、意見交換会に出席した弁護士の大多数は、早い段階から後見人・管財人業務を経験しています。

— 会派活動について

札幌弁護士会には、東京のような会派活動はありません。

感想

札幌弁護士会では、「純粋な形での弁護士の独立が少ない」というお話が非常に印象的でした。即時独立の弁護士が少なく、多くの弁護士がイン弁（勤務弁護士）として経験を積み、パートナーになるか、事務所を承継するというスタイルは、弁護士同士の距離が近い札幌弁護士会の大きな特徴だと感じました。もっとも、札幌地裁本庁管轄内ではやや難しくなってきたものの、道内の支部管轄のほうであれば一部の自治体を除いて弁護士の需要はあるようにも聞きましたので、東京のように顧問先や事件先の見込みなしに独立することは厳しいという状況にはないかもしれません。

また、後見人・管財人業務について、意見交換会に参加された弁護士のうち登録3年目以上の方は全員が経験済みであったことに表れているように、一般民事事件については若手のうちから様々な経験を積まれている様子が印象的でした。

当委員会では、今後も地方弁護士会の若手弁護士と交流し、当該地方の若手の実情を詳しくご報告したいと思います。

わたしの修習時代

紀尾井町：1948-70

湯島：1971-93

和光：1994-

51期(1997/平成9年)

社会人10年目の特別長期休暇



会員 古川 俊治 (51期)

私の修習は51期、1997年4月から1999年3月までの2年間であった。司法試験合格は医師になって10年目の年で、都内の基幹病院で中堅外科医として働いていた時だった。多忙な勤務医生活から離れて司法修習生となるのは、言わば知的アトラクション付きの特別長期休暇を公的に認めてもらったような気分で、愉快な期待に溢れていた。既に結婚して4年目となり長女も生まれていたため、希望通り修習地は東京であった。

前期の和光修習では、ゼロから独学で法律を学んできており、勤務医の仕事の合間での1年半足らずの勉強で運良く初回受験で司法試験に合格していたため、法律の基礎知識が不足しているはずと警戒していたが、修習を開始してみると、法律実務の内容は、特に知識量が物を言うわけではなく、むしろ論理作業であり、理系出身者には、かえって取り組み易いものと感じられた。既に34歳になっていたためクラスメートの大半は年下であったが、彼等を誘っては行きつけのレストランやバーに案内した。問題だったのは収入の激減で、修習前の5分の1程度になってしまい、同じように飲み歩いていると月給は1週間で尽きた。ただ、若くて優秀な修習生達との交流は実に新鮮で楽しく、2度とない2年間と割り切って、貯金を取り崩しながらも夜を謳歌した。

癌診療に従事する医師として、自分が手術した癌患者は責任を持って術後の外来診療も行うべきだと思っていたので、修習開始に当たって土曜日に無給で病院で診療することの許可を願い出たが、「修習生が医療過誤でも起こしたら問題になる」という、いかにも裁判所らしい理由付けで許可されなかった。患者を診なけ

ればいいという理屈なので、やむを得ず、土曜日は大学で癌の転移機構に関する研究を行っていた。しかし、裁判所修習中、裁判官の1人が検診の胸部CTで癌を疑う異常を指摘されたとのことで相談を受けた際には、母校の大学病院で検査を進めて肺癌を確診し、手術にも助手として参加したが、手術医に加わることは問題にされなかったし、この日の修習は欠席にもならなかった。裁判所でも、仲間の命に関わる事態となれば融通が利くことに人間味を感じて、ある意味ホッとした。弁護士会や民裁の修習では医療過誤事件の裁判にもふれる機会があったが、鑑定には、医療実務の中で口頭で活発に議論が行われている症例カンファレンスの方式が適切であると確信し、この修習中の経験が、後に東京地裁医療集中部でのカンファレンス鑑定の実施を提案する契機となった。

修習後は医療の世界に戻るつもりであったし、その後政治家にもなってしまったため、修習中のクラスメートや東京修習の仲間は、私にとって掛け替えの無い法曹分野での友人達である。弁護士会の会合や、時折開かれる同期会には出来る限り参加して旧交を温めているが、20年が経過し皆立派な法曹として活躍されている。振り返って考えると、法曹を志す者が一体となって全人的に交流する修習時代は、法曹三者の相互の信頼関係の根底であり、日本の司法制度にとって非常に重要な基盤であると思う。法科大学院で教鞭を執り続けていることもあり、与党の法曹養成制度の議論では中心メンバーの一人であるが、修習を含め法曹養成制度を真っ当なものに戻すために鋭意取り組み続ける所存である。

模擬裁判

会員 半澤 斉

1 はじめに

「模擬裁判で被告人役としてアキバ系のオタクをやったら小学生から色々突っ込まれて有罪になった」。クラス別研修後の懇親会でこのように話したところ、本エッセイを書く機会をいただいた。そこで、当会の法教育委員会等における模擬裁判の経験をお伝えする。

2 ジュニアロースクール

例年、当会の法教育委員会は、夏休み中の小中高の学生を対象に模擬裁判（民事・刑事）や裁判傍聴を行っている（ジュニアロースクール）。

私は、昨年7月27日、刑事模擬裁判（小学生対象）に参加した。被告人役としてアキバ系のオタクをやったというのはこのときの話である。争点は、押しメンアイドルの写真集を窃取したのか、盗品と知らずに譲り受けたのか。手錠・腰縄姿の被告人入廷から判決言渡しまで、一連の刑事裁判を小学生に疑似体験してもらった。

ギンガムチェックのシャツをジーンズにインして、ペンライトを首に下げ、赤いハチマキに黒縁メガネでリュックを背負った被告人（私）は、小学生から散々突っ込まれた揚句、有罪を言い渡された。なお、いずれも私物である。

3 日弁連・模擬裁判選手権

日弁連は、毎夏、高校生模擬裁判選手権を主催している（共催：最高裁、検察庁など）。昨年8月5日、私はこちらにも被告人役として参加した。争点は、自校の生徒が薬物事件に巻き込まれないよう見回っていたはずの熱血高校教師は、知らぬ間に覚せい剤を鞆に入れられたのか、知って所持していたのか。

私が参加した関東大会では、関東近郊から8校が出場し、東京地裁1階の大法廷を4つ使用して白熱したやり取りが行われた。

裁判官席からは審査員（法曹三者、学者その他有識者）が、傍聴席からは保護者がじっと見つめてくる。高校生の質問はよく考えられている。あっと言う間に被告人質問の時間は過ぎた。

4 オータムスクール

昨年11月26日には、当会の法教育委員会と日本公認会計士協会東京会（東弁に相当するもの）の共催企画である、オータムスクールに参加した。

これは二部構成の企画であり、第一部では会計監査を、第二部では刑事裁判を中学生に体験してもらった。

第二部（刑事裁判）の争点は、杜撰な会計処理が行われていた花屋の副店長は、店長による売上金の横領を知ってそれに加担していたのか否か。参加生徒は、第一部で会計士から学んだ内容を踏まえ、客観資料（売上票、業務日報など）と公判供述との整合性などから結論を出す。私が担当した中学1年生4人は、意見を言いやすい雰囲気を作ると、活発に発言してくれた。

5 大学生との模擬裁判

また、昨年7月21日、法教育委員会の中嶋委員長（成蹊大学）での模擬裁判にも参加した。私は、裁判官役の学生による議論をサポートした。

6 最後に

以上のとおり、業務の合間を縫って小中高大の学生と模擬裁判をする機会に恵まれた。

学生たちにとって、弁護士や法律と触れ合うという体験は、普段の勉強とは異なるものだったと思われる。これらが彼・彼女らの将来に何らかの形で役立ったら幸いである。

私にとっても、学生の鋭い指摘や、先輩弁護士の視点に触れる貴重な経験となった。この経験を活かし、今後も日々精進していきたい。

お薦めの一冊

『布川事件・櫻井昌司の獄中日記 土芥寇讎超記 二九年幽閉された青年の心の軌跡』

塚越豊 著 文藝春秋 2,778円(本体)

魂の叫び

会員 青木 和久 (65期)



「青木君、良かったらこれ読んでみるか?」。事務所で、席を隣り合わせていただいている元最高裁判事の先生から、そう声をかけていただいたのが、本書に触れた最初のきっかけだった。

『布川事件』。恥ずかしながら、再審無罪が認められた著名な冤罪事件という程度の認識は有していたものの、被疑事実の概要すら覚束無い状態であったが、冤罪被害者が、獄中で三年間にわたって書き綴った「獄中日記」。純粋に、「読んでみたい」と思った。

当初、日記の執筆者である櫻井昌司氏（以下「櫻井氏」という）が記載した記述を、記された時系列に従って忠実に再現した内容であるのかと考えて読み始めたが、さにあらず。

櫻井氏の弁護団事務局長も務められた著者である塚越豊会員による、事件の概要や裁判の進展等の説明が丁寧に記載され、それと合わせて、櫻井氏の日記の記述が、整理して引用された形になっており、事件についての詳細な前提知識がなくとも、存分に櫻井氏が綴った獄中日記のエッセンスを理解できる構成になっている。

櫻井氏の日記を読み進めると、「なぜ、やっていないことをやったとして、虚偽の自白をしてしまったのか」「やっていないのであれば、どうしてやっていないと言い通せなかったのか」という疑問に対する答えが、自ずと見えてくる。そこには、人間は目の前に圧倒的な力を持つ（ように見える）権力者と対峙した場合、自分が思っている以上に弱い存在であるという現実がある。捜査官に限らず、我々法曹が関与する「司法」権が、れっきとした国家権力の一つである以上、常にそのことを頭の片隅に置いて行動する必要があるとの自戒を新たにさせられる。

もっとも、櫻井氏の日記は、人間の「弱さ」だけでなく、それ以上に、困難な状況にあっても、挫けずに自らの信念と正義に従って希望を持ち続ける、人間の「強さ」をも示している。日記には、「苦しみは人間に本当の自分自身を考えさせる」「苦しみはだらしのない人間を治療する」というような、逆境においてなお精神の気高さを窺わせるくだりが、随所に見られる。本書のタイトルである『土芥寇讎超記』（どかいこうしゅうちょうぎ）とは、江戸時代元禄年間に存在した『土芥寇讎記』に基づく著者の造語であるが、日記には、まさに、たとえ国家権力に芥のように軽んじられても、国家権力を単に敵のように見るという「土芥寇讎」の思想を遥かに「超」越する次元に至った、櫻井氏の獄中での研ぎ澄まされた精神に基づく思索の結果が溢れている。

本書は、実に700ページを超える大作であるため、手に取ると、一瞬その分量に圧倒されるが、内容的には、日記をベースにしたものということもあって、非常に読みやすく、読み始めると一気に読んでしまった。薦めて下さった先生に感謝すると共に、皆様にも自信を持ってお薦めできる一冊として、ここに紹介させていただく次第である。

我々は、基本的に、時間という単位を軸に自らの人生を生きる。櫻井氏が奪われた44年という時間は、あまりにも長い。

だが、櫻井氏のこれからの人生が、その奪われた時間に比して、時間以外の単位において凌駕するものであることを、信じてやまない。



ハワイ旅行

会員 余郷 浩 (60期)

平成28年11月の東京弁護士会の運動会の景品でハワイ旅行が当たった。当時3歳の娘がいたため競技にはほとんど参加していなかったにもかかわらずである。

そこで、平成29年7月13日から18日まで夏休みを利用して夫婦と娘とでハワイに行ってきた。その時4歳の娘にとっては初の海外、私や妻にとっても初のハワイである。行程はほぼすべて妻任せである。娘も出発する1か月前からハワイという言葉は何回も口に出し、楽しんでいたようである。

一番苦労したのは娘の食事である。娘は極度の偏食のため、ポテトとラーメン、うどんくらいしか食べないのである。フードコートのラーメン、ファーストフードのポテト、泊まったホテルの近くの日本にもある丸亀製麺に行き、何のためにハワイまで来たのかと思ったが、子育ても大変である。丸亀製麺はハワイでは人気であり、長蛇の列であり、店内に入るまで40分近く待たされた。

私も妻も英語はほとんどできないが、マクドナルドでフィレオフィッシュを注文したところ、他のハンバーガーが入っていたのを見たときは、さすがになんとかしたいと思ったものである。ある程度の英語力の必要性を痛感した。

ハワイの飲食店で料理を注文すると必ずと言っていいほどビックサイズで提供される。パンケーキ等私と妻で完食できたものはほとんどない。これもまたアメリカの文化を知ることができたよい思い出となった。なお、ファーストフードのセットメニューが日本円で1000円



モアナルアガーデンのモンキーポッド

以上する等ハワイの物価は結構高い。

ハワイも暑いことに変わりはないが日本ほど湿度がないのか、過ごしやすかった。夜7時過ぎまで日が暮れず、1日が長く感じられた。

一番感動したのはハワイのエメラルドグリーンの海のきれいさである。日本でも海が好きな娘であるが、小魚まで見られて娘は大喜びであった。

ツアーで行ったポリネシアカルチャーセンターでとあるステージを見ていたところ、ステージ上の男性から突然私が指名され、他の国からの男性二人とともにステージに上がらされた。ステージ上で何をさせられたかは恥ずかしいので書かないが、ビデオカメラを回していた妻にとっては良い思い出になったようである。

パールハーバー、ダイヤモンドヘッド、モンキーポッドのあるモアナルアガーデン、ドールプランテーション、ホノルル動物園等にも行き、一通りハワイを満喫できた。

普段仕事で平日は夜遅く、土日もなかなか自宅にいない私なので、今回のハワイ旅行はとてもよい家族サービスとなった。しかしながら、娘によれば、日本が一番いいということである。4歳児はとても正直である。

2年に一度くらいは家族を海外に連れて行けるよう日々の業務に精進していくとともに、弁護士会の活動にも積極的に参加したい。

なお、昨年も東京弁護士会の運動会に参加したが、ハワイどころか何の景品も当たらずである。人生うまい話はそうはないものである。

追悼



故 山根 祥利 会員 (30期)
2017年8月22日逝去・73歳
2001年度 東京弁護士会副会長

我が師を偲んで

会員 近藤 健太 (48期)

1994年8月、司法修習生だった私は山根祥利弁護士の法律事務所に配属された。今を遡ること23年余り、まだ弁護修習期間が4か月間だった時代のことである。

当時、私は弁護・裁判・検察修習を一通り経験してから進路を決定しようと考えていた。ただ、なぜか山根弁護士からは裁判官志望と見られており、弁護修習期間中、常に裁判官を意識した指導を受け続けていた。例えば、「弁護士がどのように苦勞して証拠を集めているのか、裁判官には分からない」「紙だけでなく、現場を見て判決を書いてもらいたい」「裁判官は何でも分かる万能人ではない」などである。日本の司法制度の未来のためには、裁判官が変わらなければならないとの強い思いがひしひしと感じられた。

その後、弁護・裁判・検察修習を終えた段階で何の気なしに事務所にご挨拶に伺ったところ、そのまま入るよう熱心な勧誘を受け、1996年4月、私は山根弁護士の事務所に入所することとなった。以来21年にわたり、私は一貫して山根弁護士にお世話になったが、修習・弁護士登録を通じ、わずか一箇所しか法律事務所を知らない弁護士も珍しいかもしれない。

山根弁護士の仕事に対するスタンスは明快で、常に依頼者に寄り添う弁護活動を展開されていた。特に、多く手掛けた刑事弁護事件では被疑者・被告人の更生を旨とし、単に判決を得るに留まらず、いかに社会復帰できるようにするかを模索していた。

司法研修所刑事弁護教官を3年間お務めになった後、ロースクールでも教鞭を取ったが、法曹を育てることに無上の喜びを感じていたようであり、数多くの教え子から慕われていた。

一方、不正義・不条理な事柄に対しては厳しく、とことん追及する粘り強さを持ち合わせていた。

会務活動に対する姿勢も真摯であり、日弁連・東弁などで数多くの委員会活動に尽力していた。私利私欲なく、純粋に弁護士会の未来を案じ、取り組んでいた。一昨年、私が日弁連事務次長に就任することになった際も、事務所業務に支障が出るとの危惧を表面に出すことなく、笑顔で「それは断れないよね」「事務所は何とかなるから」と快く送り出して下さったことが懐かしく思い出される。

また、かねてより人一倍健康に留意されていた。私の入所以前には30キロ以上のダイエットに成功したとのことである。その後もスイミングや野菜中心の食事、アルコール断ちで体重をキープし、気力・体力ともに充実していたはずであった。

そんな山根弁護士が病魔に冒されてしまったのは皮肉なものである。闘病中でも弁護士スピリッツは健在で、入院先からも電話で依頼者に連絡を続け、お亡くなりになるつい1週間ほど前まで弁護士業務を遂行していたようである。

終始、背中を見続けてきた私からすれば、いつの日か山根弁護士が病に打ち勝ち、再び事務所に現れるような錯覚にとらわれていた。訃報が未だに信じられない。今後とも、山根弁護士の足跡をたどり、依頼者に寄り添う弁護活動に邁進していきたい。

生涯走り続けてきた山根弁護士には、安らかにお休みになって頂きたくご冥福をお祈り申し上げる。ただ、山根弁護士のことだから、今なお依頼者に寄り添って弁護活動に駆け回っているような気がしてならない。

法制史

『ローマ法内 新版 現代の法律家のために』 木庭頭/勁草書房

外国法

『実務で役立つ海外税務ケース・スタディ 改訂版』 太陽グラントソントン税理士法人/税務研究会出版局
 『アメリカ代理法 第2版』 樋口範雄/弘文堂
 『イギリス会社法 解説と条文』 イギリス会社法制研究会/成文堂
 『海外刑法の旅』 森下忠/成文堂
 『イギリスの刑事責任年齢』 増田義幸/成文堂
 『米国反トラスト法実務講座』 植村幸也/公正取引協会

憲法

『憲法学の創造的展開 上巻 戸波江二先生古稀記念』 工藤達朗/信山社
 『憲法学の創造的展開 下巻 戸波江二先生古稀記念』 工藤達朗/信山社
 『人権条約の解釈と適用』 坂元茂樹/信山社
 『明治憲法における「国務」と「統帥」統帥権の憲法史的研究』 荒邦啓介/成文堂
 『個人情報保護法制と実務対応』 太田洋/商事法務

行政法

『行政法概説 第6版 1 行政法総論』 宇賀克也/有斐閣
 『現代都市法の課題と展望 原田純孝先生古稀記念論集』 榎沢能生/日本評論社

警察法

『警察法の理論と法治主義』 島田茂/信山社

税法

『税務調査と質問検査権の法知識Q&A 第3版』 安部和彦/清文社
 『司法書士・行政書士・弁護士が陥りやすい信託税務の落とし穴』 古里貴洋/清文社
 『「パナマ文書以後」に対応する国外財産の移転・管理と税務マネジメント』 佐藤臣夫/清文社
 『資産税実務問答集 平成29年11月改訂』 平本倫朗/納税協会連合会
 『不動産の評価・権利調整と税務 平成29年10月改訂 土地・建物の売買・賃貸からビル建設までのコンサルティング』 鶴野和夫/清文社
 『具体例でわかりやすい耐用年数表の仕組みと見方 第2版』 前原真一/税務研究会出版局
 『詳解連結納税Q&A 第9版』 清文社
 『減価償却実務問答集 平成29年11月改訂』 上願敏夫/納税協会連合会
 『設立・解散 第9次改訂』 坂本一/ぎょうせい
 『資本戦略 第9次改訂』 今西浩之/ぎょうせい
 『組織再編 第9次改訂』 寺西尚人/ぎょうせい
 『法人税法解釈の検証と実践的展開 第3巻』 大淵博義/税務経理協会
 『図解組織再編税制 平成29年版』 中村慈美/大蔵財務協会
 『図解証券投資の経理と税務 平成29年度版』 SMBC日興証券株式会社/中央経済社
 『法人税制 1980年代から現在までの変遷』 阿部泰久/ロギカ書房
 『図解事業承継税制 平成29年版』 松岡章夫/大蔵財務協会
 『一目でわかる小規模宅地特例100 2017年度版』 赤坂光則/税務研究会出版局
 『プロフェッショナル消費税の実務 平成29年10月改訂』 金井恵美子/清文社

地方自治法

『地方自治体の内部統制 少子高齢化と新たなリスクへの対応』 石川恵子/中央経済社
 『「ごみ屋敷条例」に学ぶ条例づくり教室』 板垣勝彦/ぎょうせい

民法

『下森定著作集 4 現代の訴訟の諸相』 下森定/信山社
 『現代私法規律の構造 伊藤進先生傘寿記念論文集』 『伊藤進先生傘寿記念論文集』 編集委員会/第一法規
 『民法概論 民法総則』 山野日章夫/有斐閣
 『こんなところでつまつかない! 不動産事件21のメソッド』 東京弁護士会親和全期会/第一法規
 『不動産売買の紛争類型と事案分析の手法』 岡本正治/大成出版社
 『隣り近所の法律知識 第5版 相隣関係、生活環境、近所づきあいの紛争に』 自由国民社
 『民法(債権関係) 部会資料集 第3集(第6巻) 第93回～第96回会議議事録と部会資料』 商事法務/商事法務
 『民法(債権関係) 部会資料集 第3集(第7巻) 第97回～第99回会議議事録と部会資料』 商事法務/商事法務
 『講義債権法改正』 中田裕康/商事法務
 『新民法(債権関係)の要件事実 1 改正条文と関係条文の徹底解説』 伊藤滋夫/青林書院
 『新民法(債権関係)の要件事実 2 改正条文と関係条文の徹底解説』 伊藤滋夫/青林書院
 『基本講義債権各論 2 不法行為法 第3版』 潮見佳男/新世社
 『売買・請負における履行・追完義務』 原田剛/成文堂
 『心の問題と家族の法律相談 離婚・親権・面会交流・DV・モラハラ・虐待・ストーカー』 森公任/日本加除出版
 『家族のための総合政策 4 家族内の虐待・暴力と貧困』 本沢巳代子/信山社
 『空家法施行と自治体空き家対策 空家法実施上の論点・条例対応と実践実務』 北村喜宣/地域科学研究会
 『先例から読み解く! 土地の表示に関する登記の実務』 後藤浩平/日本加除出版
 『信託法制の新時代 信託の現代的展開と将来展望』 能見善久/弘文堂
 『条解信託法』 道垣内弘人/弘文堂
 『マンション法内 第2版』 鎌野邦樹/勁草書房
 『交通事故判例解説 実務精選100』 新美育文/第一法規

商事法

『検証判例会社法』 石山卓磨/財経詳報社
 『判例法理から読み解く企業間取引訴訟』 加藤新太郎/第一法規
 『企業の価値を向上させる実効的な内部通報制度』 山口利昭/経済産業調査会
 『株式評価実務必携 平成29年11月改訂 図解と個別事例による』 岡本和之/納税協会連合会
 『株式・種類株式・新株予約権 第2版』 会社法実務研究会/ぎょうせい
 『はじめて学ぶ社外取締役・社外監査役の役割』 松山遙/商事法務
 『インセンティブ報酬の法務・税務・会計 株式報酬・業績連動型報酬の実務詳解』 松尾拓也/中央経済社
 『葛藤するコーポレートガバナンス改革』 日本総合研究所/金融財政事情研究会
 『コーポレート・ガバナンス改革の国際比較 多様化するステークホルダーへの対応』 佐久間信夫/ミネルヴァ書房

『実践IT監査ガイドブック フレームワークからD&A,サイバーセキュリティ監査まで』 岩下廣美/中央経済社
 『<実務入門>IFRSの新保険契約』 PwCあらた有限責任監査法人/中央経済社
 『詳解会社の解散・清算をめぐる法務と税務』 阿部徳幸/三協法規出版
 『船舶油濁損害賠償・補償責任の構造 海洋汚染防止法との連関』 小林寛/成文堂

刑法

『講義刑法総論』 関哲夫/成文堂
 『講義刑法各論』 関哲夫/成文堂
 『犯罪学ハンドブック』 Walsh, Anthony/明石書店
 『性暴力と修復的司法 対話の先にあるもの』 小松原織香/成文堂
 『ケーススタディ被害者参加制度 2訂版 損害賠償命令制度』 犯罪被害者支援弁護士フォーラム/東京法令出版

司法制度・司法行政

『刑事裁判修習読本: これからの刑事裁判を担う人たちへ 平成24年版』 司法研修所刑事裁判教官室
 『弁護実務修習指導のしおり』 日本弁護士連合会司法修習委員会/日本弁護士連合会
 『検察講義案 平成24年版』 司法研修所検察教官室
 『検察講義案 平成21年版』 司法研修所検察教官室
 『検察講義案 平成18年版』 司法研修所検察教官室
 『“地域密着型”モデルで勝ち抜き実践! 法律事務所経営マニュアル』 松本常広/ぎょうせい
 『社会の中の新たな弁護士・弁護士会の在り方』 司法改革研究会/商事法務
 『これって非弁提携? 弁護士のための非弁対策Q&A』 深澤諭史/第一法規
 『若手弁護士のための初動対応の実務 新版』 長瀬佑志/日本能率協会マネジメントセンター

訴訟手続法

『民事訴訟第一審手続の解説 第3版 別冊記録』 司法研修所
 『逐条破産法・民事再生法の読み方』 岡伸浩/商事法務
 『家事事件手続法 1 家事審判・家事調停』 佐上善和/信山社出版
 『講座実務家事事件手続法 上』 金子修/日本加除出版
 『講座実務家事事件手続法 下』 金子修/日本加除出版
 『刑事弁護実務 平成24年版 別冊書式編』 司法研修所刑事弁護教官室/司法研修所刑事弁護教官室
 『勾留準抗告に取り組む 99事例からみる傾向と対策』 愛知県弁護士会/現代人文社
 『警察官のための充実・犯罪事実記載例 第4版 刑法犯』 小川賢一/立花書房
 『少年審判手続について』 司法研修所刑事裁判教官室/司法研修所

経済産業法

『ロボット法 AIとヒトの共生にむけて』 平野晋/弘文堂
 『AIがかなげる社会 AIネットワーク時代の法・政策』 福田雅樹/弘文堂
 『打消し表示の実態と景品表示法の考え方 調査報告書と要点解説』 大元慎二/商事法務
 『はじめて学ぶ下請法』 鎌田明/商事法務

『企業再建ADRの仕組みと活用法 新たなる金融調整手法の登場』企業再建・承継コンサルタント協同組合／銀行研修社
『福島第一原発事故の法的責任論 2 低線量被曝と健康被害の因果関係を問う』丸山輝久／明石書店
『損失補てん規制』橋本円／商事法務
『エクイティ・ファイナンスの理論と実務 第2版』鈴木克昌／商事法務
『金融機関の相続手続』北川展子／金融財政事情研究会

知的財産法

『知的財産契約実務ガイドブック 第3版 各種知財契約の戦略的考え方と作成』石田正泰／発明推進協会
『標準特許法 第6版』高林龍／有斐閣
『会社の商標実務入門 第2版』中央経済社
『商標の類否 改訂版』櫻木信義／発明推進協会

交通法

『国際観光振興と航空の役割、航空会社の国際的な事業展開とそれに関わる制度設計の動向、ICAOに係る最新の動向について、航空行政の現状と展望 平成28年度(最終号)』航空の安全及び経済に関する研究会／航空保安協会

労働法

『書式労働事件の実務 本案訴訟・仮処分・労働審判・あっせん手続まで』労働紛争実務研究会／民事法研究会
『書式と就業規則はこう使え！ 使用者側弁護士が教える65の書式例』向井蘭／労働調査会
『同一労働同一賃金ガイドライン案に沿った待遇

基準・賃金制度の作り方』菊谷寛之／第一法規
『長時間労働対策の実務 いま取り組むべき働き方改革へのアプローチ』労務行政研究所／労務行政
『心療内科産業医と向き合う職場のメンタルヘルス不調 事例で解説会社と社員が最適解を導く方法』石澤哲郎／第一法規
『企業の精神疾患社員への対応実務 採用選考から私傷病休職、リハビリ勤務、退職まで』布施直春／産労総合研究所出版部経営書院
『過労死ゼロの社会を 高橋まつりさんはなぜ亡くなったのか』高橋幸美／連合出版

社会福祉法

『実例弁護士が悩む高齢者に関する法律相談 専門弁護士による実践的解決のノウハウ』第一東京弁護士会法律相談運営委員会／日本加除出版
『Q&A 生活保護手帳の読み方・使い方』吉永純／明石書店
『社会的養護の子どもと措置変更 養育の質とパーマネンシー保障から考える』伊藤嘉余子／明石書店
『子どもの虐待防止・法的実務マニュアル 第6版』日本弁護士連合会子どもの権利委員会／明石書店

医事法

『終末期医療と刑法』甲斐克則／成文堂
『医療法人の相続・事業承継と税務対策 3訂版』青木恵一／税務研究会出版局
『医療基本法 患者の権利を見据えた医療制度へ』医療基本法会議／エイデル研究所

社会保険法

『健康保険法の解釈と運用 第12版 平成29年度版』法研

宗教法

『寺院法務の実務と書式 基礎知識から運営・管理・税務まで』横浜関内法律事務所／民事法研究会

教育法

『平成28年改正教育公務員特例法等の一部改正の解説 学校教育を担う教員の資質能力向上をめざして』教員の資質向上研究会／第一法規
『Q&A 学校部活動・体育活動の法律相談 事故予防・部活動の運営方法・注意義務・監督者責任・損害賠償請求』白井久明／日本加除出版

国際法

『核兵器のない世界を求めて 反核・平和を貫いた弁護士池田真規』池田真規／日本評論社
『外国人のための国際結婚手続マニュアル 改訂』佐野誠／日本加除出版
『国際結婚と多文化共生 多文化家族の支援にむけて』佐竹真明／明石書店
『国籍法違憲判決と日本の司法』秋葉文志／信山社
『涉外家族法実務から見た在留外国人の身分登録』日本司法書士会連合会／民事法研究会

法令集

『認定こども園運営ハンドブック 平成29年版 公定価格の単価表収載』中央法規出版株式会社／中央法規出版

統計

『賃金決定のための物価と生計費資料 2018年版 物価と家計、標準生計費の総合年報』労務行政研究所／労務行政